

# 条 例 議 案 の 概 要

—令和8年3月定例会—

## 目 次

議案第 16 号 盛岡市農地耕作条件改善事業分担金条例について ······	1
議案第 17 号 盛岡市行政手続条例の一部を改正する条例について ······	2
議案第 18 号 盛岡市職員定数条例条例の一部を改正する条例について ······	5
議案第 19 号 盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例について ······	7
議案第 20 号 盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について ······	8
議案第 21 号 盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について ······	14
議案第 22 号 盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について ······	17
議案第 23 号 盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例について ···	19
議案第 24 号 盛岡市消防施設設備基金条例の一部を改正する条例について ······	21
議案第 25 号 盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について ······	23
議案第 26 号 盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について ······	26
議案第 27 号 建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について ······	28
議案第 28 号 盛岡市農業集落飲雑用水供給施設条例を廃止する条例について ······	30
議案第 29 号 盛岡市老人福祉センター条例等の一部を改正する条例について ······	31
議案第 30 号 盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について ······	37
議案第 31 号 盛岡市児童館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について ·····	40
議案第 32 号 盛岡市飲料水供給施設条例を廃止する条例について ······	43
議案第 33 号 盛岡市体育館条例の一部を改正する条例について ······	44
議案第 34 号 盛岡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について ······	47

農林部 農政課  
玉山総合事務所 産業振興課

議案第 16 号

盛岡市農地耕作条件改善事業分担金条例について

1 制定の趣旨

市が実施する農地耕作条件改善事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 224条の規定に基づき徴収する分担金に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

市が農地耕作条件改善事業により実施する農業用用排水施設や農作業道等の整備に要する費用の一部について、国が定める負担割合に基づき、受益者から分担金を徴収するため、分担金の額及び分担金の徴収方法等について定める。

農地耕作条件改善事業の負担割合

区分	国	県	市町村	受益者
平地	50%	14%	21%	15%
中山間	55%	14%	21%	10%

※ 平成 3 年 5 月 31 日付け農林水産省農村振興局長通知

「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について」

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 17 号

盛岡市行政手続条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

行政手続法（平成 5 年法律第88号）の改正に準じ、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知及び弁明の機会の付与の通知の方式を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

現行では、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合は公示送達として、2週間公告板に必要事項を記載した書面を掲示することとしているが、行政手続法と同様に下記の改正後的方式に改めようとするものである。

現行	改正後
—	インターネットで不特定多数の者が閲覧できる状態に置く
公告板に掲示	公告板に掲示又は 庁舎内に設置したパソコン等に表示したもののが閲覧ができる状態に置く

改正後の公示送達の方式については、盛岡市ホームページへの掲載及び現行の公告板への掲示を行う予定である。

3 施行期日

令和 8 年 5 月 21 日

## 盛岡市行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市行政手続条例 改正 略 <u>令和8年 月 日条例第 号</u> 盛岡市行政手続条例 目次及び第1条から第14条まで 略 (聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の <u>名宛人</u> となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項 (2) 不利益処分の原因となる事実 (3) 聽聞の期日及び場所 (4) 聽聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。 (1) 聆聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。 (2) 聆聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。 3 行政庁は、不利益処分の <u>名宛人</u> となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>公示の方法</u> [REDACTED]によって行うことができる。 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を市長等が定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を盛岡市公告式条例（平成16年条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 (代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（ <u>同条第4項後段</u> の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。 第17条から第21条まで 略 (続行期日の指定) 第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。 3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の <u>名宛人</u> となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「[REDACTED]とき」とあるのは「[REDACTED]とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。 第23条から第28条まで 略	○盛岡市行政手続条例 平成8年9月30日条例第32号 改正 略 盛岡市行政手続条例 目次及び第1条から第14条まで 略 (聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の <u>名あて人</u> となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項 (2) 不利益処分の原因となる事実 (3) 聆聞の期日及び場所 (4) 聆聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。 (1) 聆聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。 (2) 聆聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。 3 行政庁は、不利益処分の <u>名あて人</u> となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を告示すること</u> によって行うことができる。この場合においては、告示の日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 (代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（ <u>同条第3項後段</u> の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。 第17条から第21条まで 略 (続行期日の指定) 第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の <u>名あて人</u> となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「告示の日から2週間を経過したとき」とあるのは「告示の日から2週間を経過したとき」とあるのは「告示の日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、告示の日翌日）」と読み替えるものとする。 第23条から第28条まで 略

改正後	改正前
<p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号</u>及び第4号」とあるのは「<u>第28条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第30条から第36条まで 略</p> <p style="margin-left: 2em;">附 則 略</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>附 則（令和8年条例第 号）</u></p> <p>1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。</p>	<p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号</u>」及び第4号」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第30条から第36条まで 略</p> <p style="margin-left: 2em;">附 則 略</p>

議案第 18 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

2 改正の内容

職員定数を次のとおり改めるものである。

区分	現行（人）	改正後（人）	増減（人）
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,428（うち福祉事務所 152）	1,412（うち福祉事務所 154）	△16（うち福祉事務所 2）
水道事業及び下水道事業	203	204	1
病院事業	246	247	1
議会の事務部局	14	14	0
教育委員会の事務部局	90	89	△1
学校	222	217	△5
学校以外の教育機関	51	51	0
選挙管理委員会の事務部局	6	6	0
監査委員の事務部局	7	7	0
農業委員会の事務部局	12	12	0
公平委員会の事務部局	2	2	0
合計	2,281	2,261	△20

3 施行期日

令和8年4月1日

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																														
<p>○盛岡市職員定数条例 昭和33年6月20日条例第25号 改正 略 <u>令和8年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市職員定数条例 盛岡市職員定数条例（昭和24年条例第42号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により臨時に任用された者を除く。）をいう。</p> <p>第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>定数</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）</td><td>1,412人</td><td>うち154人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。</td></tr> <tr> <td>水道事業及び下水道事業</td><td>204人</td><td></td></tr> <tr> <td>病院事業</td><td>247人</td><td></td></tr> <tr> <td>議会の事務部局</td><td>14人</td><td></td></tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td><td>89人</td><td></td></tr> <tr> <td>学校</td><td>217人</td><td></td></tr> <tr> <td>学校以外の教育機関</td><td>51人</td><td></td></tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局</td><td>6人</td><td></td></tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td><td>7人</td><td></td></tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td><td>12人</td><td></td></tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td><td>2人</td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,261人</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 休職を命ぜられた職員</li> <li>(2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員</li> <li>(3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をするとできるとされる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの</li> <li>(4) 育児休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員で市長が承認したもの</li> </ol> <p>2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。</p> <p>第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。</p> <p>附 則 略 <u>附 則（令和8年条例第 号）</u> この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	区分	定数	備考	市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,412人	うち154人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。	水道事業及び下水道事業	204人		病院事業	247人		議会の事務部局	14人		教育委員会の事務部局	89人		学校	217人		学校以外の教育機関	51人		選挙管理委員会の事務部局	6人		監査委員の事務部局	7人		農業委員会の事務部局	12人		公平委員会の事務部局	2人		合計	2,261人		<p>○盛岡市職員定数条例 昭和33年6月20日条例第25号 改正 略</p> <p>盛岡市職員定数条例 盛岡市職員定数条例（昭和24年条例第42号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により臨時に任用された者を除く。）をいう。</p> <p>第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>定数</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）</td><td>1,428人</td><td>うち152人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。</td></tr> <tr> <td>水道事業及び下水道事業</td><td>203人</td><td></td></tr> <tr> <td>病院事業</td><td>246人</td><td></td></tr> <tr> <td>議会の事務部局</td><td>14人</td><td></td></tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td><td>90人</td><td></td></tr> <tr> <td>学校</td><td>222人</td><td></td></tr> <tr> <td>学校以外の教育機関</td><td>51人</td><td></td></tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局</td><td>6人</td><td></td></tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td><td>7人</td><td></td></tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td><td>12人</td><td></td></tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td><td>2人</td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,281人</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 休職を命ぜられた職員</li> <li>(2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員</li> <li>(3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をするとできるとされる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの</li> <li>(4) 育児休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員で市長が承認したもの</li> </ol> <p>2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。</p> <p>第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。</p> <p>附 則 略</p>	区分	定数	備考	市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,428人	うち152人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。	水道事業及び下水道事業	203人		病院事業	246人		議会の事務部局	14人		教育委員会の事務部局	90人		学校	222人		学校以外の教育機関	51人		選挙管理委員会の事務部局	6人		監査委員の事務部局	7人		農業委員会の事務部局	12人		公平委員会の事務部局	2人		合計	2,281人	
区分	定数	備考																																																																													
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,412人	うち154人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。																																																																													
水道事業及び下水道事業	204人																																																																														
病院事業	247人																																																																														
議会の事務部局	14人																																																																														
教育委員会の事務部局	89人																																																																														
学校	217人																																																																														
学校以外の教育機関	51人																																																																														
選挙管理委員会の事務部局	6人																																																																														
監査委員の事務部局	7人																																																																														
農業委員会の事務部局	12人																																																																														
公平委員会の事務部局	2人																																																																														
合計	2,261人																																																																														
区分	定数	備考																																																																													
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,428人	うち152人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。																																																																													
水道事業及び下水道事業	203人																																																																														
病院事業	246人																																																																														
議会の事務部局	14人																																																																														
教育委員会の事務部局	90人																																																																														
学校	222人																																																																														
学校以外の教育機関	51人																																																																														
選挙管理委員会の事務部局	6人																																																																														
監査委員の事務部局	7人																																																																														
農業委員会の事務部局	12人																																																																														
公平委員会の事務部局	2人																																																																														
合計	2,281人																																																																														

## 議案第 19 号

### 盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例について

#### 1 趣旨

固定資産税の課税免除の適用の終了に伴い、条例を廃止しようとするものである。

#### 2 条例の概要

当該条例は、東日本大震災からの復興計画である「岩手県産業再生復興推進計画」に基づき、岩手県の指定を受けた事業者（業種が食料品製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業）で、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第 122号）第37条又は第39条を根拠とする個人事業者又は法人が、盛岡市復興産業集積区域内に新設又は増設した事業用資産（施設・設備等）について、申請により固定資産税を最大 5 年間免除するものである。

#### 3 廃止に至る背景

東日本大震災復興特別区域法の改正に伴い、盛岡市復興産業集積区域は令和 3 年 4 月 1 日付で国から認定された岩手県産業再生復興推進計画の対象外となった。このため、当該条例による課税免除は、同年 3 月 31 日までに新設等を行った事業用資産、又は新型コロナウイルス感染症等の影響により同日までに新設等ができなかつたと認められる事業用資産で、令和 6 年 3 月 31 日までに新設等した場合に限られることとなった。

盛岡市においては、令和 2 年に新設等を行い、令和 3 年度から課税免除を適用した事業用資産が最後であり、この措置は令和 7 年度で終了することから、本条例を廃止するものである。

#### 4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

## 議案第 20 号

## 盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

国の例に準じ、道路の占用料の額を改定するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

## 2 改正の内容

## (1) 道路占用料

道路占用料単価について、道路法施行令（昭和27年政令第 479号）に規定する占用料単価に準じ、改定する。

## (2) 消費税の取扱

道路占用料に係る消費税について、道路法施行令の規定に準じ、その占用期間が 1 月末満である場合、課税の対象とする（その額が 100円に満たない場合にあっては、 100円とする。）。

## 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

## 4 その他

## (1) 主要な単価の増減率等

占用物件		単位	改定後	改定前	比較
法第32条第 1項第1号 に掲げる工 作物	第1種電柱	本/年	670円	570円	100円
	第2種電柱	本/年	1,000円	870円	130円
	第1種電話柱	本/年	600円	510円	90円
	第2種電話柱	本/年	960円	810円	150円
	共架電線・その他上空電線	m/年	6円	5円	1円
	地下電線・その他線類	m/年	4円	3円	1円
法第32条第1項第2号に掲げる物件 (地下占用NTT・電力・ガス・上下水道)		m/年	25~720円	21~610円	4~110円
政令第7条 第1号に掲	その他の看板	m <sup>2</sup> /年	1,900円	1,800円	100円
	祭礼の際の旗ざお	本/日	19円	18円	1円

げる物件				
政令第7条第4号に掲げる工事用材料 (足場・仮囲い)	m <sup>2</sup> /月	190円	180円	10円

(2) 歳入見込額（令和8年度）

ア 改正前 約 94,750千円

イ 改正後 約 112,200千円（約17,450千円増）

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前			
○盛岡市道路占用料徴収条例 昭和30年3月25日条例第16号 改正 略 <b>令和8年 月 日条例第 号</b>			○盛岡市道路占用料徴収条例 昭和30年3月25日条例第16号 改正 略			
盛岡市道路占用料徴収条例 第1条 略 (占用料の額)			盛岡市道路占用料徴収条例 第1条 略 (占用料の額)			
第2条 占用料の額は、別表の規定により算出して得た額（その額が100円に満たないときは、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、各年度ごとに同表の規定により算出して得た額（その額が100円に満たないときは、100円）の合計額とする。			第2条 占用料の額は、別表の規定により算出して得た額（その額が100円に満たないときは、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、各年度ごとに同表の規定により算出して得た額（その額が100円に満たないときは、100円）の合計額とする。			
<b>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月末満のものについての占用料の額は、別表の規定により算出して得た額に、当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額（以下この項において「課されるべき消費税等相当額」という。）の合計額を加えた額（その額が100円に満たないときは、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、各年度における同表の規定により算出して得た額に、当該各年度において当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税等相当額の合計額を加えた額（その額が100円に満たないときは、100円）の合計額とする。</b>						
第3条から第5条まで 略 附 則 略 <b>附 則（令和8年条例第 号）</b> この条例は、令和8年4月1日から施行する。			第3条から第5条まで 略 附 則 略			
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
占用物件	単位	占用料 (円)	占用物件	単位	占用料 (円)	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	670	第1種電柱	1本につき1年	570
	第2種電柱		1,000	第2種電柱		870
	第3種電柱		1,400	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		600	第1種電話柱		510
	第2種電話柱		960	第2種電話柱		810
	第3種電話柱		1,300	第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		60	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		4	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	590	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	360	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		500	郵便差出箱及び信書便差出箱		420
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		36	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45

改正後				改正前			
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	72	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	61
			110				91
			140				120
		階数が2以上のもの	250				210
			360				300
			720				610
	上空に設ける通路	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年
		Aに0.004を乗じて得た額	1,200	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		Aに0.006を乗じて得た額	950			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		Aに0.008を乗じて得た額	570			階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの		1,200			上空に設ける通路	900
	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		19			地下に設ける通路	540
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他のもの		190			その他のもの	1,000
	占用面積1平方メートルにつき1月		19	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	18
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	190	法第32条第1項第2号に掲げる工作物	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	180
			1,900				1,800
		その他のもの	960				810
			19				18
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	19		幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	18
			190				180
		その他のもの	19				180
			190				180
		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	19				1,800
			190				900
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900		アーチ	車道を横断するもの	1,000
			950				
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	

改正後			改正前		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	190 120	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	180 100
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの  上空に設けるもの  地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの  階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの  その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.013を乗じて得た額  Aに0.018を乗じて得た額  Aに0.004を乗じて得た額 Aに0.006を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額 Aに0.026を乗じて得た額 Aに0.017を乗じて得た額 Aに0.012を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの  上空に設けるもの  地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの  階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの  その他のもの	Aに0.012を乗じて得た額  Aに0.017を乗じて得た額  Aに0.004を乗じて得た額 Aに0.006を乗じて得た額 Aに0.007を乗じて得た額 Aに0.025を乗じて得た額 Aに0.015を乗じて得た額 Aに0.011を乗じて得た額 Aに0.022を乗じて得た額 Aに0.011を乗じて得た額 Aに0.015を乗じて得た額 Aに0.022を乗じて得た額 Aに0.031を乗じて得た額 Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物  その他のもの		政令第7条第9号に掲げる施設	建築物  その他のもの	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物  その他のもの		政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物  その他のもの	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの  上空に設けるもの  その他のもの		政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの  上空に設けるもの  その他のもの	
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.026を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第14号及び第15号に掲げる施設		Aに0.034を乗じて得た額			

## 備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考1において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考2において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又

## 備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考1において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考2において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又

改正後	改正前
<p>は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。</p> <p>5 Aは、近傍類似の土地の時価を表す。</p> <p>6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。</p> <p>7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月末満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。</p>	<p>は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。</p> <p>5 Aは、近傍類似の土地の時価を表す。</p> <p>6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。</p> <p>7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月末満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。</p>

## 議案第 21 号

### 盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

#### 1 改正の趣旨

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の改正に伴い要除却等認定マンションに係る更新マンションの容積率及び建替えマンション等の各部分の高さに関する特例許可申請手数料の額を定めるほか、建築計画概要書等の写しの交付手数料を定めようとするものである。

#### 2 改正の内容

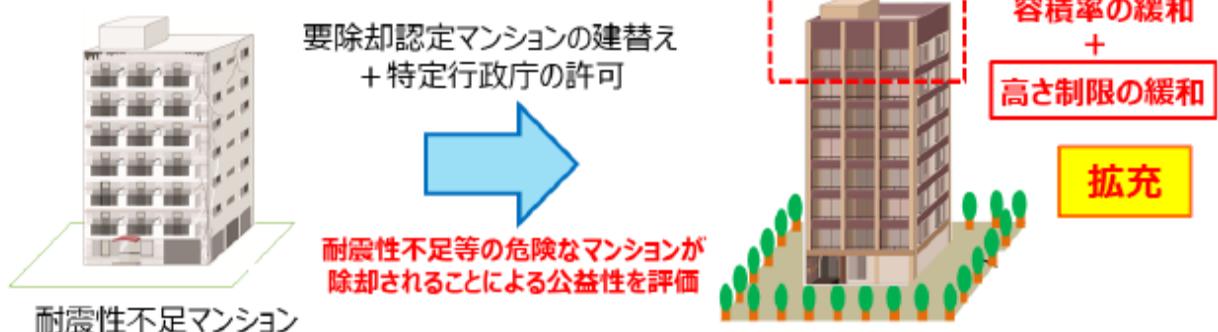
##### (1) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関連

全国的に老朽化したマンションが急増する一方、区分所有者の高齢化が進み、管理や再生の円滑化が急務となっている。

こうした背景を踏まえ、マンションの新築から再生までのライフサイクル全体を見据えた適切な管理体制の確保と円滑な再生手法の整備を目的に「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）」が令和7年5月30日に公布され、一部を除き令和8年4月1日から施行される。

このうち、耐震性不足等の認定を受けて（要除却等認定マンション）建替え等を行う場合に、既定の容積率緩和に加え新たに高さ制限の緩和措置（特例許可）を拡充することにより、老朽化マンションの建替え等を促進する制度改正が行われたことから、当該特例許可の申請手数料の額を定めようとするものである。（特例許可申請手数料 16万円）

#### <制度のイメージ>



##### (2) 建築計画概要書等の写しの交付関連

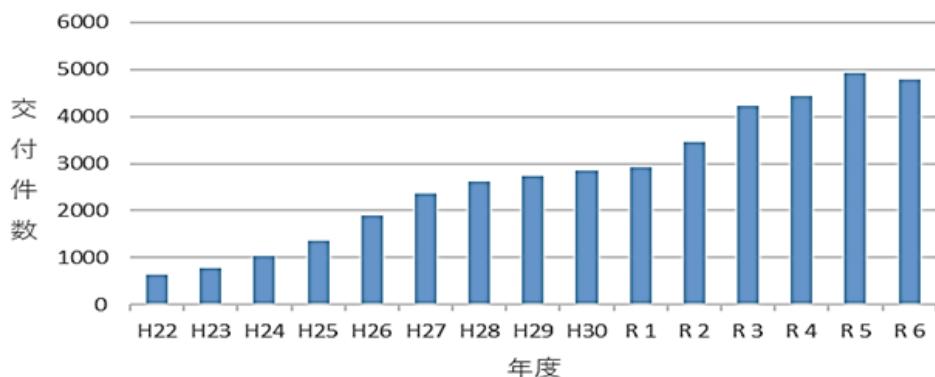
市では、建物の重要な情報資産である「建築計画概要書等」の写しの交付件数が年々増加しており、申請者への円滑な対応及び文書の継続した保存管理を図るために、紙面の電子化等を進

めている。

一方、当該文書の写しの交付は、盛岡市情報公開条例施行規則（平成13年規則第2号）を準用し、コピー代として1面10円を徴収しているが、交付件数の増加に伴い、交付にかかる費用と料金収入のバランスに乖離が生じている。このため、当該交付に係る手数料を新たに定めるとともに規則等の必要な規定の整備を行うことにより、受益者負担の適正化と手続きの利便性を図るものである。

（建築計画概要書等の写しの交付手数料 1件につき 300円）

### 【参考】建築計画概要書 交付件数



### 3 施行期日

マンションの建替え等の円滑化に関する法律関連に係る改正規定は、令和8年4月1日、建築計画概要書等の写しの交付に係る改正規定は、同年6月1日から施行する。

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																	
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略 <u>令和8年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 (手数料の徴収等)</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求める者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。</p> <p>第3条から第9条まで 略 附 則 略 <u>附 則（令和8年条例第 号）</u> この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。            (1) 別表65の2の10の項の改正規定 令和8年4月1日            (2) 別表66の7の項の次に1項を加える改正規定 令和8年6月1日</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から65の2の9まで 略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>65の2の10 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の手数料 59第1項の規定に基づく要除却等認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</td><td>建替えマンション又は更新マンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</td><td>16万円</td></tr> <tr> <td>65の2の11から66の7まで 略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>66の8 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項第1号から第6号までに掲げる書類の写しの交付</td><td>建築計画概要書等の写しの交付手数料</td><td>1件につき300円</td></tr> <tr> <td>67から74まで 略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から65の2の9まで 略			65の2の10 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の手数料 59第1項の規定に基づく要除却等認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建替えマンション又は更新マンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	16万円	65の2の11から66の7まで 略			66の8 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項第1号から第6号までに掲げる書類の写しの交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料	1件につき300円	67から74まで 略			<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略</p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 (手数料の徴収等)</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求める者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。</p> <p>第3条から第9条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から65の2の9まで 略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>65の2の10 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条の手数料 第1項の規定に基づく要除却等認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</td><td>建替えマンションの容積率の特例の許可申請手数料 第1項の規定に基づく要除却等認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</td><td>16万円</td></tr> <tr> <td>65の2の11から66の7まで 略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>67から74まで 略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から65の2の9まで 略			65の2の10 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条の手数料 第1項の規定に基づく要除却等認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建替えマンションの容積率の特例の許可申請手数料 第1項の規定に基づく要除却等認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	16万円	65の2の11から66の7まで 略			67から74まで 略		
手数料を徴収する事務	名称	金額																																
1から65の2の9まで 略																																		
65の2の10 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の手数料 59第1項の規定に基づく要除却等認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建替えマンション又は更新マンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	16万円																																
65の2の11から66の7まで 略																																		
66の8 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項第1号から第6号までに掲げる書類の写しの交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料	1件につき300円																																
67から74まで 略																																		
手数料を徴収する事務	名称	金額																																
1から65の2の9まで 略																																		
65の2の10 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条の手数料 第1項の規定に基づく要除却等認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建替えマンションの容積率の特例の許可申請手数料 第1項の規定に基づく要除却等認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	16万円																																
65の2の11から66の7まで 略																																		
67から74まで 略																																		

保健福祉部 生活衛生課  
指導予防課

議案第 22 号

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

東日本大震災により甚大な被害を受けたと認めた者に対する保健所の手数料の還付に関する特例を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

附則第 2 項を削除し、東日本大震災により甚大な被害を受けたと認めた者に対する保健所の手数料の還付に関する特例を廃止する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市保健所手数料条例 平成19年12月25日条例第66号 改正 略 <u>令和8年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市保健所手数料条例 第1条から第4条まで 略 (手数料の減免) 第5条 市長は、特に必要があると認めたときは、手数料を減免することができる。 (手数料の不還付) 第6条 既納の手数料は、還付しない。 第7条 略 附 則 この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 略 <u>附 則 (令和8年条例第 号)</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	<p>○盛岡市保健所手数料条例 平成19年12月25日条例第66号 改正 略</p> <p>盛岡市保健所手数料条例 第1条から第4条まで 略 (手数料の減免) 第5条 市長は、特に必要があると認めたときは、手数料を減免することができる。 (手数料の不還付) 第6条 既納の手数料は、還付しない。 第7条 略 附 則 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。 2 第5条の規定に基づき手数料を免除された者のうち、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により甚大な被害を受けたと市長が認めたものについては、第6条の規定にかかわらず、平成23年3月11日以後に納付された手数料は、還付する。</p> <p>附 則 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>

議案第 23 号

盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

岩手県競馬組合に対する貸付金の一部が償還されたことに伴い、岩手競馬経営改善推進資金貸付基金の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

岩手競馬経営改善推進資金貸付基金の額を次のとおり改定する。

改定前	改定後
64億 5,257万 4,425円	64億 1,145万 2,133円

3 施行期日

公布の日

盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例 平成19年3月26日条例第3号 改正 略 <u>令和8年 月 日条例第 号</u> 盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例 第1条 略 (基金の額) 第2条 基金の額は、<u>64億1,145万2,133円</u>とする。 第3条から第7条まで 略 附 則 略 <u>附 則（令和8年条例第 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例 平成19年3月26日条例第3号 改正 略 盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例 第1条 略 (基金の額) 第2条 基金の額は、<u>64億5,257万4,425円</u>とする。 第3条から第7条まで 略 附 則 略</p>

議案第 24 号

盛岡市消防施設設備基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

分収造林契約の満了に伴い、滝沢市一本木山国有林の面積を改めようとするものである。

2 改正の内容

市が国との間で締結している分収造林契約に基づいて造林を行い成長した国有林の売払いについて、落札者が代金を納付したことから、分収造林契約が満了し、条例で定めている国有林の面積が 7.28 ヘクタール減少するもの。

3 施行期日

公布の日

盛岡市消防施設設備基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>○盛岡市消防施設設備基金条例 昭和40年3月29日条例第26号 改正 略 <b>令和8年 月 日条例第 号</b></p> <p>盛岡市消防施設設備基金条例 第1条 略 (財産の種類)</p> <p>第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 山林 ア 次表に掲げる土地の上にある立木</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">面積（ヘクタール）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市新庄字貝田75番の5</td> <td style="text-align: center;">6.22</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 次表に掲げる部分林の部分木の共有持分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">面積（ヘクタール）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滝沢市一本木山国有林</td> <td style="text-align: center;"><b>4.95</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 山林の売却代金、基金に編入した現金及びそれらの運用により取得した有価証券</p> <p>第3条から第6条まで 略 附 則 略 <b>附 則（令和8年条例第 号）</b></p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	所在	面積（ヘクタール）	盛岡市新庄字貝田75番の5	6.22	所在	面積（ヘクタール）	滝沢市一本木山国有林	<b>4.95</b>	<p>○盛岡市消防施設設備基金条例 昭和40年3月29日条例第26号 改正 略</p> <p>盛岡市消防施設設備基金条例 第1条 略 (財産の種類)</p> <p>第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 山林 ア 次表に掲げる土地の上にある立木</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">面積（ヘクタール）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市新庄字貝田75番の5</td> <td style="text-align: center;">6.22</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 次表に掲げる部分林の部分木の共有持分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">面積（ヘクタール）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滝沢市一本木山国有林</td> <td style="text-align: center;"><b>12.23</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 山林の売却代金、基金に編入した現金及びそれらの運用により取得した有価証券</p> <p>第3条から第6条まで 略 附 則 略</p>	所在	面積（ヘクタール）	盛岡市新庄字貝田75番の5	6.22	所在	面積（ヘクタール）	滝沢市一本木山国有林	<b>12.23</b>
所在	面積（ヘクタール）																
盛岡市新庄字貝田75番の5	6.22																
所在	面積（ヘクタール）																
滝沢市一本木山国有林	<b>4.95</b>																
所在	面積（ヘクタール）																
盛岡市新庄字貝田75番の5	6.22																
所在	面積（ヘクタール）																
滝沢市一本木山国有林	<b>12.23</b>																

議案第 25 号

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

福祉医療資金の貸付対象に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が 1 級のものを加えるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 重度心身障害者を定義する条例第 2 条第 6 号中「エまで」を「オまで」に改め、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で障害等級が 1 級のものを加える。
- (2) 条例第 2 条第 11 号の医療保険各法の定義に、「高齢者の医療の確保に関する法律」を加える。

3 施行期日

公布の日

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市福祉医療資金貸付基金条例 平成8年3月28日条例第8号 改正 略 <b>令和8年 月 日条例第 号</b></p> <p>盛岡市福祉医療資金貸付基金条例 第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（第6号及び第8号に該当する者を除く。）をいう。</p> <p>(2) 小学生 6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（第6号及び第8号に該当する者を除く。）をいう。</p> <p>(3) 中学生 12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（第6号及び第8号に該当する者を除く。）をいう。</p> <p>(4) 高校生等 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（第6号及び第8号に該当する者を除く。）をいう。</p> <p>(5) 妊産婦 妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者（次号に該当する者を除く。）をいう。</p> <p>(6) 重度心身障害者 次のアからオまでのいずれかに該当する者で当該該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人。以下同じ。）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの</p> <p><b>イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）</b> <b>第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級のもの</b></p> <p><b>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）</b> 第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p><b>エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）</b> の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p><b>オ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児又は知的障害者と判定された者</b></p> <p>(7) 中度身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級又は4級のものに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの（第1号から前号まで及び次号に該当する者を除く。）をいう。</p> <p>(8) ひとり親家庭等の親子等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）で民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に児童（出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養することとなった日の属する月の初日から扶養しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの（第5号及び第6号に該当する者を除く。）又はその者に現に扶養されている児童（同号に該当する者を除く。）若しくは父母の扶養を受けることができないと市長が認めた児童（同号に該当する者を除く。）をいう。</p>	<p>○盛岡市福祉医療資金貸付基金条例 平成8年3月28日条例第8号 改正 略</p> <p>盛岡市福祉医療資金貸付基金条例 第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（第6号及び第8号に該当する者を除く。）をいう。</p> <p>(2) 小学生 6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（第6号及び第8号に該当する者を除く。）をいう。</p> <p>(3) 中学生 12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（第6号及び第8号に該当する者を除く。）をいう。</p> <p>(4) 高校生等 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（第6号及び第8号に該当する者を除く。）をいう。</p> <p>(5) 妊産婦 妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者（次号に該当する者を除く。）をいう。</p> <p>(6) 重度心身障害者 次のアからエまでのいずれかに該当する者で当該該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人。以下同じ。）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの</p> <p><b>イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）</b> 第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p><b>エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）</b> の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p><b>オ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児又は知的障害者と判定された者</b></p> <p>(7) 中度身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級又は4級のものに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの（第1号から前号まで及び次号に該当する者を除く。）をいう。</p> <p>(8) ひとり親家庭等の親子等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）で民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に児童（出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養することとなった日の属する月の初日から扶養しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの（第5号及び第6号に該当する者を除く。）又はその者に現に扶養されている児童（同号に該当する者を除く。）若しくは父母の扶養を受けることができないと市長が認めた児童（同号に該当する者を除く。）をいう。</p>

改正後	改正前
(9) 寡婦等 配偶者のない女子又は配偶者のない男子でかつて配偶者のない女子又は配偶者のない男子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの（第5号から第7号までに該当する者を除く。）をいう。	(9) 寡婦等 配偶者のない女子又は配偶者のない男子でかつて配偶者のない女子又は配偶者のない男子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの（第5号から第7号までに該当する者を除く。）をいう。
(10) 医療費の一部負担金 医療保険各法 [REDACTED] [REDACTED] その他医療に関する法令等の規定により当該被保険者、組合員又は加入者が負担すべき額（健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第74条第2項）に規定する食事療養標準負担額又は健康保険法第85条の2第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第75条第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。）をいう。	(10) 医療費の一部負担金 医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）その他医療に関する法令等の規定により当該被保険者、組合員又は加入者が負担すべき額（健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第74条第2項）に規定する食事療養標準負担額又は健康保険法第85条の2第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第75条第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。）をいう。
(11) 医療保険各法 健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）[REDACTED] [REDACTED] 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。	(11) 医療保険各法 健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）[REDACTED] [REDACTED] をいう。
(12) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずる者をいう。 第3条から第11条まで 略 附 則 略 附 則（令和8年条例第 号） この条例は、公布の日から施行する。	(12) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずる者をいう。 第3条から第11条まで 略 附 則 略

議案第 26 号

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

東日本大震災により甚大な被害を受けたと認めた者に対する手数料の免除等に関する特例を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

東日本大震災により甚大な被害を受けたと認めた者に対する、手数料の全部又は一部を免除することができる規定及び免除した手数料の額に相当する金額を還付する規定を削除する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市屋外広告物条例 平成19年12月25日条例第68号 改正 略 <b>令和8年 月 日条例第 号</b></p> <p>盛岡市屋外広告物条例 目次及び第1条から第44条まで 略 (手数料)</p> <p>第45条 この条例の規定による許可を受けようとする者、第29条第1項若しくは第3項の規定による登録を受けようとする者又は第39条第1項に規定する講習会を受けようとする者は、次に掲げる区分により手数料を納付しなければならない。ただし、国、地方公共団体若しくは指定団体が広告物等を表示し、若しくは設置するための許可を受けようとするとき又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出をした政治団体が立看板、はり紙又ははり札を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。</p> <p>(1) 許可に係る手数料 別表に定める額 (2) 登録に係る手数料 10,000円 (3) 講習会受講手数料 1回につき4,000円</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。</p> <p>第46条から第59条まで 略 附 則 第1項から第3項まで 略</p> <p>附 則 略 <b>附 則 (令和8年条例第 号)</b> <b>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</b></p> <p>別表 略</p>	<p>○盛岡市屋外広告物条例 平成19年12月25日条例第68号 改正 略</p> <p>盛岡市屋外広告物条例 目次及び第1条から第44条まで 略 (手数料)</p> <p>第45条 この条例の規定による許可を受けようとする者、第29条第1項若しくは第3項の規定による登録を受けようとする者又は第39条第1項に規定する講習会を受けようとする者は、次に掲げる区分により手数料を納付しなければならない。ただし、国、地方公共団体若しくは指定団体が広告物等を表示し、若しくは設置するための許可を受けようとするとき又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出をした政治団体が立看板、はり紙又ははり札を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。</p> <p>(1) 許可に係る手数料 別表に定める額 (2) 登録に係る手数料 10,000円 (3) 講習会受講手数料 1回につき4,000円</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。</p> <p>第46条から第59条まで 略 附 則 第1項から第3項まで 略</p> <p>4 第45条第1項本文の規定にかかわらず、市長は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により甚大な被害を受けたと認めた者に対しては、手数料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>5 前項の規定に基づき手数料を免除したときは、第45条第2項の規定にかかるわらず、平成23年3月11日以後に納付された手数料のうち、免除した手数料の額に相当する金額を還付する。</p> <p>附 則 略</p> <p>別表 略</p>

## 議案第 27 号

## 建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

特定用途から共同住宅を除外しようとするものである。

## 2 改正の内容

(1) 国では、近年の超高層共同住宅の増加及び宅配需要の増加等の社会経済状況の変化により、共同住宅の新築等による外部からの駐車需要が生じる程度が大きくなっていることから、共同住宅における荷さばき駐車施設の不足に対応するため、共同住宅を特定用途に追加する「駐車場法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第43号）」を令和7年3月7日に公布している。

駐車場法施行令の改正後	駐車場法施行令の改正前
<p>(特定用途)</p> <p>第18条 法<u>第20条第1項</u>の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるものは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、<u>キャバレー</u>、<u>カフェ</u>、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、<u>工場</u>及び共同住宅とする。</p>	<p>(特定用途)</p> <p>第18条 法<u>第20条第1項後段</u>の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるものは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、<u>キャバレー</u>、<u>カフェ</u>、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫<u>及び工場</u>とする。</p>

(2) 政令の改正に伴い、市条例で定める「共同住宅」の取扱いを現行と同様にするため、特定用途から共同住宅を除外する。

## 3 施行期日

令和8年4月1日

建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例 昭和46年3月24日条例第12号 改正 略 <b>令和8年 月 日条例第 号</b></p> <p>建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例 第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 駐車場整備地区 市が都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項(第21条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により都市計画として決定した法第3条第1項の規定による駐車場整備地区をいう。</p> <p>(2) 商業地域 市が都市計画法第19条第1項の規定により都市計画として決定した同法第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。</p> <p>(3) 近隣商業地域 市が都市計画法第19条第1項の規定により都市計画として決定した同法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域をいう。</p> <p>(4) 特定部分 法第20条第1項に規定する特定用途(共同住宅を除く。 以下「特定用途」という。)に供する部分をいう。</p> <p>(5) 非特定部分 <b>_____</b> 特定用途以外の用途に供する部分をいう。</p> <p>第3条から第16条まで 略 附 則 略 <b>附 則(令和8年条例第 号)</b></p> <p><b>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</b></p>	<p>○建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例 昭和46年3月24日条例第12号 改正 略</p> <p>建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例 第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 駐車場整備地区 市が都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項(第21条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により都市計画として決定した法第3条第1項の規定による駐車場整備地区をいう。</p> <p>(2) 商業地域 市が都市計画法第19条第1項の規定により都市計画として決定した同法第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。</p> <p>(3) 近隣商業地域 市が都市計画法第19条第1項の規定により都市計画として決定した同法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域をいう。</p> <p>(4) 特定部分 法第20条第1項に規定する特定用途(共同住宅を除く。 以下「特定用途」という。)に供する部分をいう。</p> <p>(5) 非特定部分 <b>法第20条第1項に規定する</b> 特定用途以外の用途に供する部分をいう。</p> <p>第3条から第16条まで 略 附 則 略</p>

議案第 28 号

盛岡市農業集落飲雜用水供給施設条例を廃止する条例について

1 趣旨

農業集落飲雜用水供給施設を廃止しようとするものである。

2 条例の内容

盛岡市農業集落飲雜用水供給施設個別施設計画に基づき、令和 7 年度末をもって施設を廃止することから、盛岡市農業集落飲雜用水供給施設条例（平成 8 年条例第11号）を廃止する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

## 議案第 29 号

### 盛岡市老人福祉センター条例等の一部を改正する条例について

#### 1 改正の趣旨

山王老人福祉センター、山王児童センター及びかつら荘の移転新築に伴い、これらの位置を改めるとともに、かつら荘の入所定員を改めようとするものである。

#### 2 改正の内容

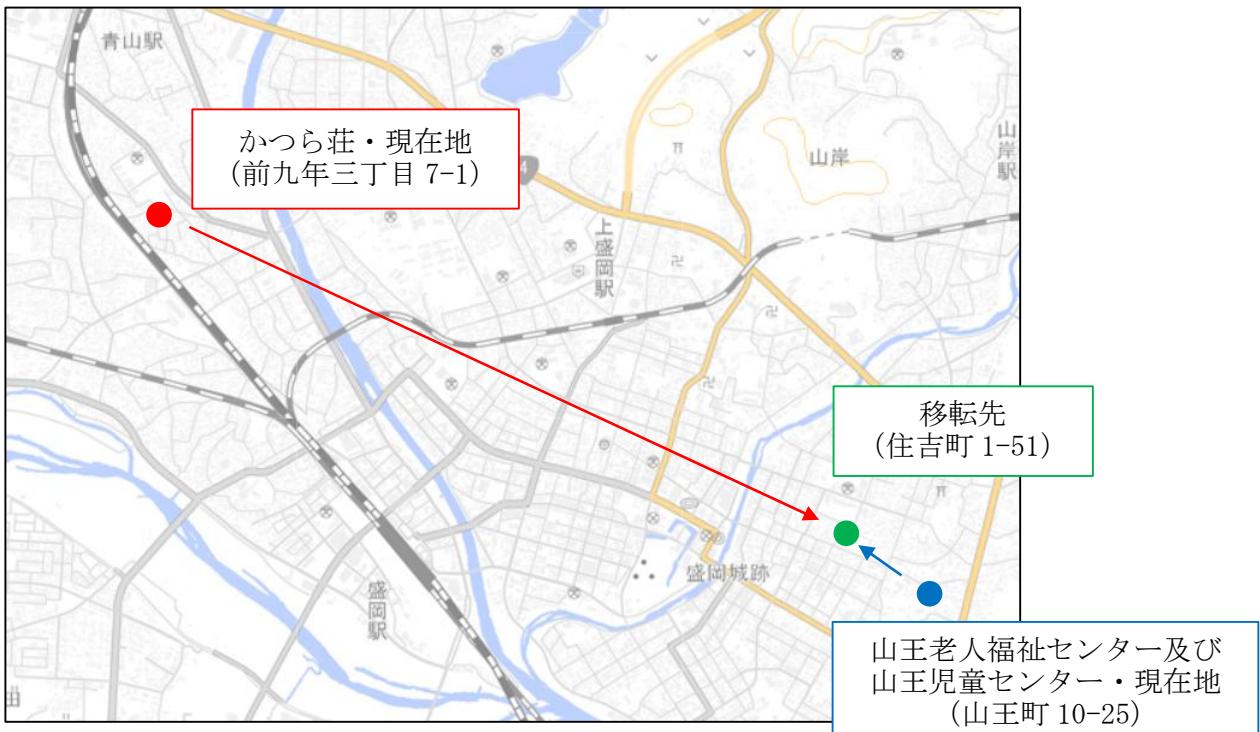
盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画に基づき、山王老人福祉センター、山王児童センター及びかつら荘を旧盛岡短期大学跡地に移転新築し、複合化して整備する。

また、かつら荘は、使用できない部屋が発生した場合に定員改定に柔軟に対応することができるようするため、入所定員を規則で定めるものに改正する。

#### 3 施行期日

規則で定める日

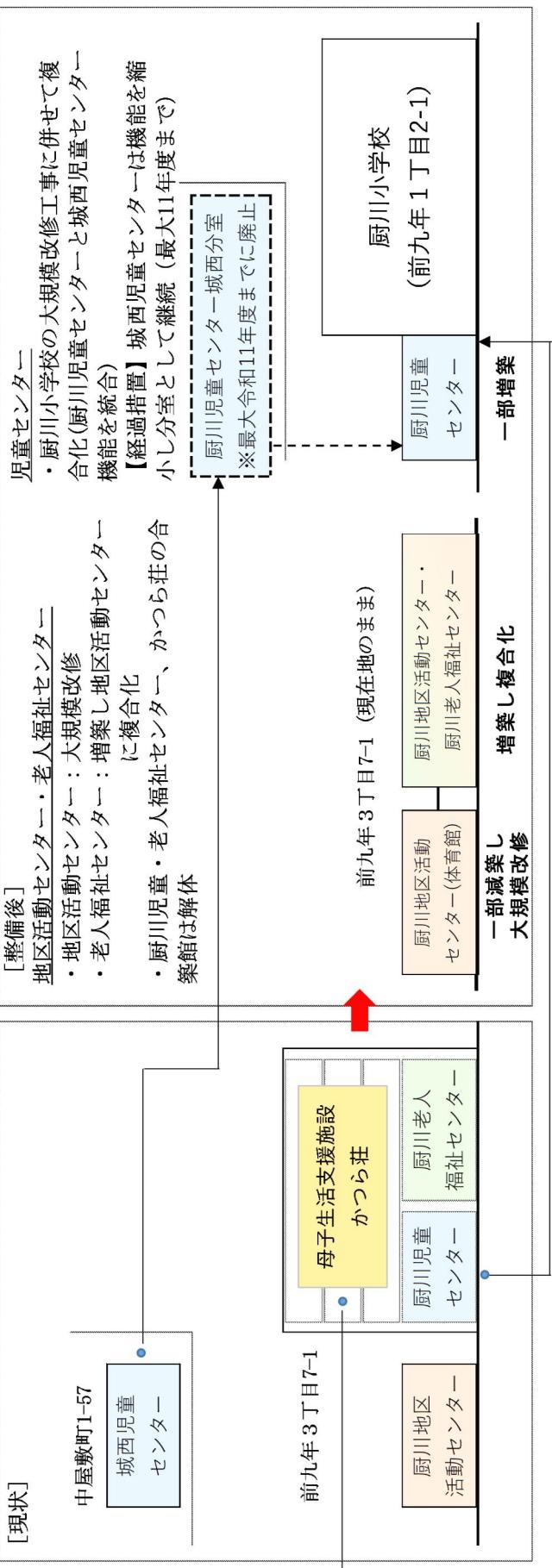
#### (参考1) 位置図



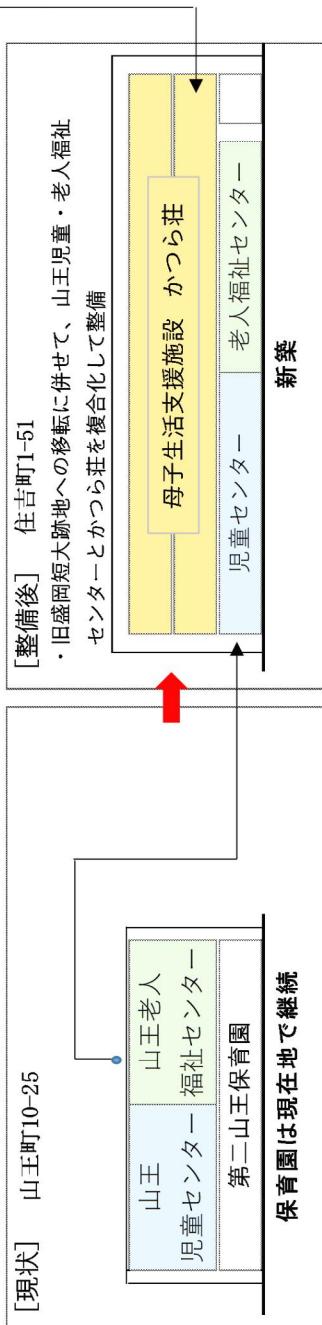
(参考2) 各施設の現状と整備後のイメージ

## 各施設の現状と整備後のイメージ

### 1 厨川地区活動センター、厨川児童・老人福祉センター、かつら荘、城西児童センター



### 2 山王児童・老人福祉センター



【第1条第1号】盛岡市老人福祉センター条例 新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																																				
○盛岡市老人福祉センター条例 昭和53年3月25日条例第17号 改正 略 <b>令和8年 月 日条例第 号</b> 盛岡市老人福祉センター条例 盛岡市老人福祉センター条例（昭和45年条例第15号）の全部を改正する。 第1条 略 (設置) 第2条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域福祉の増進を図るため、老人福祉センターを次表のとおり設置する。	○盛岡市老人福祉センター条例 昭和53年3月25日条例第17号 改正 略 盛岡市老人福祉センター条例 盛岡市老人福祉センター条例（昭和45年条例第15号）の全部を改正する。 第1条 略 (設置) 第2条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域福祉の増進を図るため、老人福祉センターを次表のとおり設置する。																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立愛宕山老人福祉センター</td><td>盛岡市愛宕町14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田老人福祉センター</td><td>盛岡市中太田深持9番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目老人福祉センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立青山老人福祉センター</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮老人福祉センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王老人福祉センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王老人福祉センター</td><td><b>盛岡市住吉町1番51号</b></td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城老人福祉センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園老人福祉センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸老人福祉センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田老人福祉センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺老人福祉センター</td><td>盛岡市茶畠二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田老人福祉センター</td><td>盛岡市下太田榊14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野老人福祉センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘老人福祉センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵老人福祉センター</td><td>盛岡市南大通一丁目7番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立西厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市北天昌寺町7番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北老人福祉センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立都南老人福祉センター</td><td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内老人福祉センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園老人福祉センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂老人福祉センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部老人福祉センター</td><td>盛岡市乙部28地割34番地5</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田老人福祉センター</td><td>盛岡市津志田西二丁目16番90号</td></tr> <tr><td>盛岡市立築川老人福祉センター</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ老人福祉センター</td><td>盛岡市みたけ三丁目13番23号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕町14番1号	盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市中太田深持9番地	盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王老人福祉センター	<b>盛岡市住吉町1番51号</b>	盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畠二丁目16番20号	盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田榊14番地22	盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号	盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号	盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5	盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号	盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立愛宕山老人福祉センター</td><td>盛岡市愛宕町14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田老人福祉センター</td><td>盛岡市中太田深持9番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目老人福祉センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立青山老人福祉センター</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮老人福祉センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王老人福祉センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王老人福祉センター</td><td><b>盛岡市山王町10番25号</b></td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城老人福祉センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園老人福祉センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸老人福祉センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田老人福祉センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺老人福祉センター</td><td>盛岡市茶畠二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田老人福祉センター</td><td>盛岡市下太田榊14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野老人福祉センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘老人福祉センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵老人福祉センター</td><td>盛岡市南大通一丁目7番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立西厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市北天昌寺町7番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北老人福祉センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立都南老人福祉センター</td><td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内老人福祉センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園老人福祉センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂老人福祉センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部老人福祉センター</td><td>盛岡市乙部28地割34番地5</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田老人福祉センター</td><td>盛岡市津志田西二丁目16番90号</td></tr> <tr><td>盛岡市立築川老人福祉センター</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ老人福祉センター</td><td>盛岡市みたけ三丁目13番23号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕町14番1号	盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市中太田深持9番地	盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王老人福祉センター	<b>盛岡市山王町10番25号</b>	盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畠二丁目16番20号	盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田榊14番地22	盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号	盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号	盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5	盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号	盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号
名称	位置																																																																																																																				
盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕町14番1号																																																																																																																				
盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市中太田深持9番地																																																																																																																				
盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																				
盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																				
盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号																																																																																																																				
盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																				
盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																				
盛岡市立山王老人福祉センター	<b>盛岡市住吉町1番51号</b>																																																																																																																				
盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																				
盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																																																																				
盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																				
盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																				
盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																				
盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畠二丁目16番20号																																																																																																																				
盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田榊14番地22																																																																																																																				
盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																				
盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																				
盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号																																																																																																																				
盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号																																																																																																																				
盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																				
盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市下飯岡8地割100番地																																																																																																																				
盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																				
盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																				
盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																				
盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5																																																																																																																				
盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号																																																																																																																				
盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																				
盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号																																																																																																																				
名称	位置																																																																																																																				
盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕町14番1号																																																																																																																				
盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市中太田深持9番地																																																																																																																				
盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																				
盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																				
盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号																																																																																																																				
盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																				
盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																				
盛岡市立山王老人福祉センター	<b>盛岡市山王町10番25号</b>																																																																																																																				
盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																				
盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																																																																				
盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																				
盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																				
盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																				
盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畠二丁目16番20号																																																																																																																				
盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田榊14番地22																																																																																																																				
盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																				
盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																				
盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号																																																																																																																				
盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号																																																																																																																				
盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																				
盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市下飯岡8地割100番地																																																																																																																				
盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																				
盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																				
盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																				
盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5																																																																																																																				
盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号																																																																																																																				
盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																				
盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号																																																																																																																				
第3条から第17条まで 略 附 則 略 <b>附 則（令和8年条例第 号）</b> この条例は、規則で定める日から施行する。	第3条から第17条まで 略 附 則 略																																																																																																																				

【第1条第2号】盛岡市児童館条例 新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																																																																																				
○盛岡市児童館条例 改正 略 <b>令和8年 月 日条例第 号</b> 盛岡市児童館条例 盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。 第1条 略 (設置) 第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。	○盛岡市児童館条例 改正 略 盛岡市児童館条例 盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。 第1条 略 (設置) 第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。																																																																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立青山児童センター</td><td>盛岡市青山二丁目6番11号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北児童センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川児童センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新児童センター</td><td>盛岡市南青山町6番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目児童センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮児童センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王児童センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王児童センター</td><td><b>盛岡市住吉町1番51号</b></td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター</td><td>盛岡市前九年一丁目2番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園児童センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸児童センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田児童センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺児童センター</td><td>盛岡市茶畠二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田児童センター</td><td>盛岡市下太田3番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野児童センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘児童センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城児童センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵児童センター</td><td>盛岡市清水町13番34号</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ児童センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目14番36号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北児童センター</td><td>盛岡市西下台町10番46号</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松児童センター</td><td>盛岡市上田字宇登坂長根41番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立飯岡児童センター</td><td>盛岡市下飯岡11地割321番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田児童センター</td><td>盛岡市津志田中央二丁目11番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立湯沢児童センター</td><td>盛岡市湯沢6地割54番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘児童センター</td><td>盛岡市月が丘二丁目2番65号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前児童センター</td><td>盛岡市西見前13地割25番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内児童センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森児童センター</td><td>盛岡市黒川6地割12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園児童センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井児童センター</td><td>盛岡市永井18地割28番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部児童センター</td><td>盛岡市乙部8地割3番地4</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂児童センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀児童館</td><td>盛岡市巻堀字巻堀101番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立日戸児童館</td><td>盛岡市日戸字市の坪25番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩児童館</td><td>盛岡市好摩字野中69番地85</td></tr> <tr><td>盛岡市立渋民児童館</td><td>盛岡市渋民字鶴塚103番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵児童センター</td><td>盛岡市上厨川字下川原72番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前北児童センター</td><td>盛岡市西見前18地割17番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立向中野児童センター</td><td>盛岡市向中野五丁目10番70号</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田児童センター</td><td>盛岡市上太田上吉本1番地1</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王児童センター	<b>盛岡市住吉町1番51号</b>	盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年一丁目2番1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畠二丁目16番20号	盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田3番地22	盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号	盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号	盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号	盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3	盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地	盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号	盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1	盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号	盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3	盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1	盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1	盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4	盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1	盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1	盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85	盛岡市立渋民児童館	盛岡市渋民字鶴塚103番地	盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2	盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1	盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号	盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立青山児童センター</td><td>盛岡市青山二丁目6番11号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北児童センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川児童センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新児童センター</td><td>盛岡市南青山町6番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目児童センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮児童センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王児童センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王児童センター</td><td><b>盛岡市山王町10番25号</b></td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター</td><td>盛岡市前九年一丁目2番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園児童センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸児童センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田児童センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺児童センター</td><td>盛岡市茶畠二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田児童センター</td><td>盛岡市下太田3番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野児童センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘児童センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城児童センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵児童センター</td><td>盛岡市清水町13番34号</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ児童センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目14番36号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北児童センター</td><td>盛岡市西下台町10番46号</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松児童センター</td><td>盛岡市上田字宇登坂長根41番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立飯岡児童センター</td><td>盛岡市下飯岡11地割321番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田児童センター</td><td>盛岡市津志田中央二丁目11番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立湯沢児童センター</td><td>盛岡市湯沢6地割54番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘児童センター</td><td>盛岡市月が丘二丁目2番65号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前児童センター</td><td>盛岡市西見前13地割25番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内児童センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森児童センター</td><td>盛岡市黒川6地割12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園児童センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井児童センター</td><td>盛岡市永井18地割28番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部児童センター</td><td>盛岡市乙部8地割3番地4</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂児童センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀児童館</td><td>盛岡市巻堀字巻堀101番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立日戸児童館</td><td>盛岡市日戸字市の坪25番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩児童館</td><td>盛岡市好摩字野中69番地85</td></tr> <tr><td>盛岡市立渋民児童館</td><td>盛岡市渋民字鶴塚103番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵児童センター</td><td>盛岡市上厨川字下川原72番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前北児童センター</td><td>盛岡市西見前18地割17番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立向中野児童センター</td><td>盛岡市向中野五丁目10番70号</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田児童センター</td><td>盛岡市上太田上吉本1番地1</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王児童センター	<b>盛岡市山王町10番25号</b>	盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年一丁目2番1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畠二丁目16番20号	盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田3番地22	盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号	盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号	盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号	盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3	盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地	盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号	盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1	盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号	盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3	盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1	盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1	盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4	盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1	盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1	盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85	盛岡市立渋民児童館	盛岡市渋民字鶴塚103番地	盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2	盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1	盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号	盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1
名称	位置																																																																																																																																																																				
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号																																																																																																																																																																				
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																																																																				
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																																																																				
盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号																																																																																																																																																																				
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																																																																				
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																																																																				
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																																																																				
盛岡市立山王児童センター	<b>盛岡市住吉町1番51号</b>																																																																																																																																																																				
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年一丁目2番1号																																																																																																																																																																				
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																																																																				
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																																																																				
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																																																																				
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畠二丁目16番20号																																																																																																																																																																				
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田3番地22																																																																																																																																																																				
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																																																																				
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																																																																				
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																																																																				
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号																																																																																																																																																																				
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号																																																																																																																																																																				
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号																																																																																																																																																																				
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3																																																																																																																																																																				
盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地																																																																																																																																																																				
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号																																																																																																																																																																				
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1																																																																																																																																																																				
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号																																																																																																																																																																				
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3																																																																																																																																																																				
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																																																																				
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1																																																																																																																																																																				
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																																																																				
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1																																																																																																																																																																				
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4																																																																																																																																																																				
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																																																																				
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1																																																																																																																																																																				
盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1																																																																																																																																																																				
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85																																																																																																																																																																				
盛岡市立渋民児童館	盛岡市渋民字鶴塚103番地																																																																																																																																																																				
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2																																																																																																																																																																				
盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1																																																																																																																																																																				
盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号																																																																																																																																																																				
盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1																																																																																																																																																																				
名称	位置																																																																																																																																																																				
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号																																																																																																																																																																				
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																																																																				
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																																																																				
盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号																																																																																																																																																																				
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																																																																				
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																																																																				
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																																																																				
盛岡市立山王児童センター	<b>盛岡市山王町10番25号</b>																																																																																																																																																																				
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年一丁目2番1号																																																																																																																																																																				
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																																																																				
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																																																																				
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																																																																				
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畠二丁目16番20号																																																																																																																																																																				
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田3番地22																																																																																																																																																																				
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																																																																				
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																																																																				
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																																																																				
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号																																																																																																																																																																				
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号																																																																																																																																																																				
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号																																																																																																																																																																				
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3																																																																																																																																																																				
盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地																																																																																																																																																																				
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号																																																																																																																																																																				
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1																																																																																																																																																																				
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号																																																																																																																																																																				
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3																																																																																																																																																																				
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																																																																				
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1																																																																																																																																																																				
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																																																																				
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1																																																																																																																																																																				
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4																																																																																																																																																																				
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																																																																				
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1																																																																																																																																																																				
盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1																																																																																																																																																																				
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85																																																																																																																																																																				
盛岡市立渋民児童館	盛岡市渋民字鶴塚103番地																																																																																																																																																																				
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2																																																																																																																																																																				
盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1																																																																																																																																																																				
盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号																																																																																																																																																																				
盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1																																																																																																																																																																				
2 児童館に次表のとおり分室を設置する。	2 児童館に次表のとおり分室を設置する。																																																																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立川目児童センター築川分室</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター城西分室</td><td>盛岡市中屋敷町1番57号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市立厨川児童センター城西分室	盛岡市中屋敷町1番57号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立川目児童センター築川分室</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター城西分室</td><td>盛岡市中屋敷町1番57号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市立厨川児童センター城西分室	盛岡市中屋敷町1番57号																																																																																																																																																								
名称	位置																																																																																																																																																																				
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																																																																				
盛岡市立厨川児童センター城西分室	盛岡市中屋敷町1番57号																																																																																																																																																																				
名称	位置																																																																																																																																																																				
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																																																																				
盛岡市立厨川児童センター城西分室	盛岡市中屋敷町1番57号																																																																																																																																																																				
第3条から第17条まで 略	第3条から第17条まで 略																																																																																																																																																																				

改正後	改正前
附 則 略 附 則（令和8年条例第 号） この条例は、規則で定める日から施行する。	附 則 略

【第2条】盛岡市母子生活支援施設条例 新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○盛岡市母子生活支援施設条例 昭和62年3月23日条例第10号 改正 略 <u>令和8年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市母子生活支援施設条例 盛岡市母子生活支援施設条例（昭和26年条例第38号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定により、母子生活支援施設を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市立かつら荘</td><td style="text-align: center;"><u>盛岡市住吉町1番51号</u></td></tr> </tbody> </table> <p>(定員) 第3条 盛岡市立かつら荘の入所定員は、<u>規則で定める</u>。</p> <p>第4条から第12条まで 略 附 則 略 <u>附 則（令和8年条例第 号）</u></p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p>	名称	位置	盛岡市立かつら荘	<u>盛岡市住吉町1番51号</u>	<p>○盛岡市母子生活支援施設条例 昭和62年3月23日条例第10号 改正 略</p> <p>盛岡市母子生活支援施設条例 盛岡市母子生活支援施設条例（昭和26年条例第38号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定により、母子生活支援施設を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市立かつら荘</td><td style="text-align: center;"><u>盛岡市前九年三丁目7番1号</u></td></tr> </tbody> </table> <p>(定員) 第3条 盛岡市立かつら荘の入所定員は、<u>30世帯とする</u>。</p> <p>第4条から第12条まで 略 附 則 略</p>	名称	位置	盛岡市立かつら荘	<u>盛岡市前九年三丁目7番1号</u>
名称	位置								
盛岡市立かつら荘	<u>盛岡市住吉町1番51号</u>								
名称	位置								
盛岡市立かつら荘	<u>盛岡市前九年三丁目7番1号</u>								

議案第 30 号

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

日戸児童館を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

令和 7 年度末で閉校する玉山小学校区に設置している日戸児童館について、利用児童の保護者等との意見交換会の開催、小学校統合先に設置している北松園児童センターの見学などを行った。これらを踏まえて、利用児童の保護者から令和 7 年度末で日戸児童館を廃止することについて了承を得たため、盛岡市児童館条例の日戸児童館に係る項目を削り、日戸児童館を廃止するもの。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																																																																																		
○盛岡市児童館条例 改正 略 <b>令和8年 月 日条例第 号</b> 盛岡市児童館条例 盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。 第1条 略 (設置) 第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。	○盛岡市児童館条例 改正 略 盛岡市児童館条例 盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。 第1条 略 (設置) 第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。																																																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立青山児童センター</td><td>盛岡市青山二丁目6番11号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北児童センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川児童センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新児童センター</td><td>盛岡市南青山町6番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目児童センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮児童センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王児童センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王児童センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター</td><td>盛岡市前九年一丁目2番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園児童センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸児童センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田児童センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺児童センター</td><td>盛岡市茶畠二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田児童センター</td><td>盛岡市太田三丁目17番40号</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野児童センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘児童センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城児童センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵児童センター</td><td>盛岡市清水町13番34号</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ児童センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目14番36号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北児童センター</td><td>盛岡市西下台町10番46号</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松児童センター</td><td>盛岡市上田字宇登坂長根41番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立飯岡児童センター</td><td>盛岡市下飯岡11地割321番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田児童センター</td><td>盛岡市津志田中央二丁目11番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立湯沢児童センター</td><td>盛岡市湯沢6地割54番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘児童センター</td><td>盛岡市月が丘二丁目2番65号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前児童センター</td><td>盛岡市西見前13地割25番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内児童センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森児童センター</td><td>盛岡市黒川6地割12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園児童センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井児童センター</td><td>盛岡市永井18地割28番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部児童センター</td><td>盛岡市乙部8地割3番地4</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂児童センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀児童館</td><td>盛岡市巻堀字巻堀101番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩児童館</td><td>盛岡市好摩字野中69番地85</td></tr> <tr><td>盛岡市立渋民児童館</td><td>盛岡市渋民字鶴塚103番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵児童センター</td><td>盛岡市上厨川字下川原72番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前北児童センター</td><td>盛岡市西見前18地割17番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立向中野児童センター</td><td>盛岡市向中野五丁目10番70号</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田児童センター</td><td>盛岡市上太田上吉本1番地1</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年一丁目2番1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畠二丁目16番20号	盛岡市立下太田児童センター	盛岡市太田三丁目17番40号	盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号	盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号	盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号	盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3	盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地	盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号	盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1	盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号	盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3	盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1	盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1	盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4	盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1	盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85	盛岡市立渋民児童館	盛岡市渋民字鶴塚103番地	盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2	盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1	盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号	盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立青山児童センター</td><td>盛岡市青山二丁目6番11号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北児童センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川児童センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新児童センター</td><td>盛岡市南青山町6番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目児童センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮児童センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王児童センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王児童センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター</td><td>盛岡市前九年一丁目2番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園児童センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸児童センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田児童センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺児童センター</td><td>盛岡市茶畠二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田児童センター</td><td>盛岡市太田三丁目17番40号</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野児童センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘児童センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城児童センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵児童センター</td><td>盛岡市清水町13番34号</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ児童センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目14番36号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北児童センター</td><td>盛岡市西下台町10番46号</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松児童センター</td><td>盛岡市上田字宇登坂長根41番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立飯岡児童センター</td><td>盛岡市下飯岡11地割321番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田児童センター</td><td>盛岡市津志田中央二丁目11番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立湯沢児童センター</td><td>盛岡市湯沢6地割54番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘児童センター</td><td>盛岡市月が丘二丁目2番65号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前児童センター</td><td>盛岡市西見前13地割25番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内児童センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森児童センター</td><td>盛岡市黒川6地割12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園児童センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井児童センター</td><td>盛岡市永井18地割28番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部児童センター</td><td>盛岡市乙部8地割3番地4</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂児童センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀児童館</td><td>盛岡市巻堀字巻堀101番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立日戸児童館</td><td>盛岡市日戸字市の坪25番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩児童館</td><td>盛岡市好摩字野中69番地85</td></tr> <tr><td>盛岡市立渋民児童館</td><td>盛岡市渋民字鶴塚103番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵児童センター</td><td>盛岡市上厨川字下川原72番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前北児童センター</td><td>盛岡市西見前18地割17番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立向中野児童センター</td><td>盛岡市向中野五丁目10番70号</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田児童センター</td><td>盛岡市上太田上吉本1番地1</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年一丁目2番1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畠二丁目16番20号	盛岡市立下太田児童センター	盛岡市太田三丁目17番40号	盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号	盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号	盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号	盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3	盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地	盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号	盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1	盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号	盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3	盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1	盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1	盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4	盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1	盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1	盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85	盛岡市立渋民児童館	盛岡市渋民字鶴塚103番地	盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2	盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1	盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号	盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1
名称	位置																																																																																																																																																																		
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号																																																																																																																																																																		
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																																																																		
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号																																																																																																																																																																		
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																																																																		
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号																																																																																																																																																																		
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年一丁目2番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																																																																		
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																																																																		
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畠二丁目16番20号																																																																																																																																																																		
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市太田三丁目17番40号																																																																																																																																																																		
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																																																																		
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																																																																		
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																																																																		
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号																																																																																																																																																																		
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号																																																																																																																																																																		
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号																																																																																																																																																																		
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3																																																																																																																																																																		
盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地																																																																																																																																																																		
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1																																																																																																																																																																		
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号																																																																																																																																																																		
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3																																																																																																																																																																		
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																																																																		
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1																																																																																																																																																																		
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																																																																		
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1																																																																																																																																																																		
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4																																																																																																																																																																		
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																																																																		
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1																																																																																																																																																																		
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85																																																																																																																																																																		
盛岡市立渋民児童館	盛岡市渋民字鶴塚103番地																																																																																																																																																																		
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2																																																																																																																																																																		
盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1																																																																																																																																																																		
盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号																																																																																																																																																																		
盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1																																																																																																																																																																		
名称	位置																																																																																																																																																																		
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号																																																																																																																																																																		
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																																																																		
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号																																																																																																																																																																		
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																																																																		
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号																																																																																																																																																																		
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年一丁目2番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																																																																		
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																																																																		
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畠二丁目16番20号																																																																																																																																																																		
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市太田三丁目17番40号																																																																																																																																																																		
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																																																																		
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																																																																		
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																																																																		
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号																																																																																																																																																																		
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号																																																																																																																																																																		
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号																																																																																																																																																																		
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3																																																																																																																																																																		
盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地																																																																																																																																																																		
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1																																																																																																																																																																		
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号																																																																																																																																																																		
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3																																																																																																																																																																		
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																																																																		
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1																																																																																																																																																																		
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																																																																		
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1																																																																																																																																																																		
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4																																																																																																																																																																		
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																																																																		
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1																																																																																																																																																																		
盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1																																																																																																																																																																		
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85																																																																																																																																																																		
盛岡市立渋民児童館	盛岡市渋民字鶴塚103番地																																																																																																																																																																		
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2																																																																																																																																																																		
盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1																																																																																																																																																																		
盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号																																																																																																																																																																		
盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1																																																																																																																																																																		
2 児童館に次表のとおり分室を設置する。	2 児童館に次表のとおり分室を設置する。																																																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立川目児童センター築川分室</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター城西分室</td><td>盛岡市中屋敷町1番57号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市立厨川児童センター城西分室	盛岡市中屋敷町1番57号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立川目児童センター築川分室</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター城西分室</td><td>盛岡市中屋敷町1番57号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市立厨川児童センター城西分室	盛岡市中屋敷町1番57号																																																																																																																																																						
名称	位置																																																																																																																																																																		
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																																																																		
盛岡市立厨川児童センター城西分室	盛岡市中屋敷町1番57号																																																																																																																																																																		
名称	位置																																																																																																																																																																		
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																																																																		
盛岡市立厨川児童センター城西分室	盛岡市中屋敷町1番57号																																																																																																																																																																		
(開館時間)	(開館時間)																																																																																																																																																																		
第3条 児童館の開館時間は、次の各号に掲げる児童館の区分に応じ、当該	第3条 児童館の開館時間は、次の各号に掲げる児童館の区分に応じ、当該																																																																																																																																																																		

改正後	改正前
<p>各号に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する児童館にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第8条の3から第9条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる児童館以外の児童館 午前9時から午後9時まで</p> <p>(2) 盛岡市立巻堀児童館 [REDACTED]、盛岡市立好摩児童館及び盛岡市立渋民児童館（次条第2号において「巻堀児童館等」という。）午前10時30分（盛岡市立巻堀児童館にあつては、午前8時）から午後7時（土曜日にあつては、午後6時）まで</p> <p>(3) 盛岡市立厨川児童センター城西分室 午後1時（土曜日にあつては、午前8時）から午後6時30分まで</p> <p>第4条から第17条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和8年条例第 号）</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>各号に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する児童館にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第8条の3から第9条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる児童館以外の児童館 午前9時から午後9時まで</p> <p>(2) 盛岡市立巻堀児童館、<u>盛岡市立日戸児童館</u>、盛岡市立好摩児童館及び盛岡市立渋民児童館（次条第2号において「巻堀児童館等」という。）午前10時30分（盛岡市立巻堀児童館にあつては、午前8時）から午後7時（土曜日にあつては、午後6時）まで</p> <p>(3) 盛岡市立厨川児童センター城西分室 午後1時（土曜日にあつては、午前8時）から午後6時30分まで</p> <p>第4条から第17条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第 31 号

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

厨川児童センターを移転する日を変更しようとするものである。

2 改正の内容

厨川小学校との合築工事において、厨川児童センターの移転を令和8年4月1日としていたが、当初想定されていなかった遊戯室建設予定地の埋設物撤去作業が必要となり、厨川児童センター部分の工事期間を延長する必要が発生したため。

現時点では令和8年8月中旬の完成引渡しとなる見込みのため、供用開始予定日である同年10月5日を施行日とした。

なお、令和7年6月議会において合わせて改正した厨川児童センター城西分室に係る項目について変更はない。

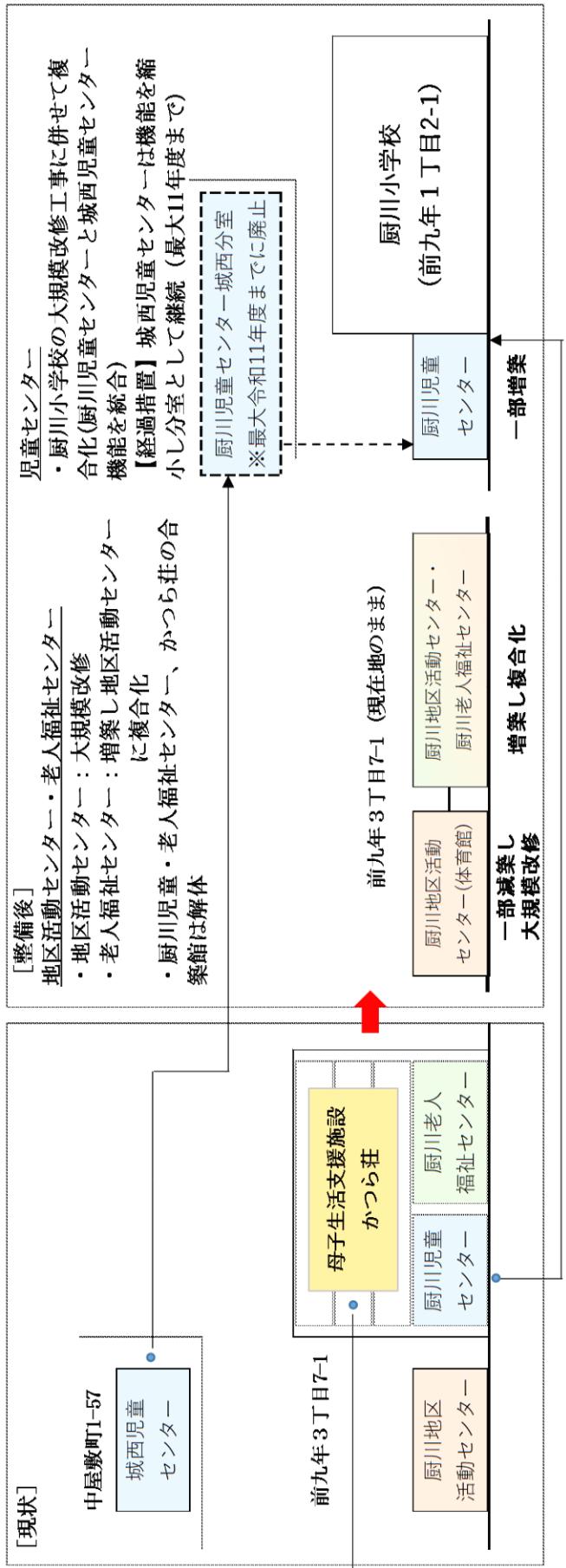
3 施行期日

公布の日

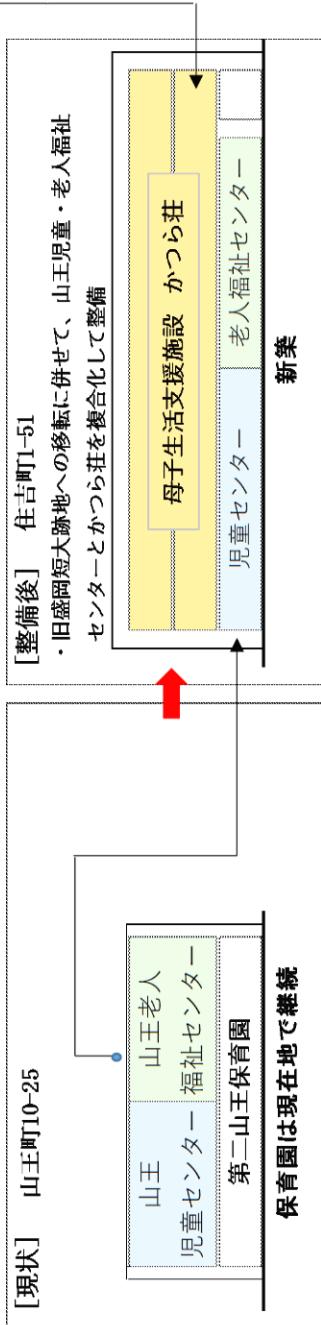
(参考) 各施設の現状と整備後のイメージ

## 各施設の現状と整備後のイメージ

### 1 扇川地区活動センター、扇川児童・老人福祉センター、かつら荘、城西児童センター



### 2 山王児童・老人福祉センター



盛岡市児童館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前				
<p>○盛岡市児童館条例の一部を改正する条例 令和7年6月30日条例第32号 <b>改正 令和8年 月 日条例第 号</b></p> <p>盛岡市児童館条例の一部を改正する条例 盛岡市児童館条例（昭和53年条例第19号）の一部を次のように改正する。 第2条第1項の表中「盛岡市前九年三丁目7番1号」を「盛岡市前九年一丁目2番1号」に改め、同表盛岡市立城西児童センターの項を削り、同条第2項の表に次のように加える。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">盛岡市立厨川児童センター城西分室</td> <td style="padding: 2px;">盛岡市中屋敷町1番57号</td> </tr> </table> <p>第3条第1項の改正規定及び同項に各号を加える改正規定から第15条第1項第1号及び第2号の改正規定まで 略 附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表の改正規定（「盛岡市前九年三丁目7番1号」を「盛岡市前九年一丁目2番1号」に改める部分に限る。）は、同年10月5日から施行する。 <b>附 則（令和8年条例第 号）</b> <b>この条例は、公布の日から施行する。</b></p>	盛岡市立厨川児童センター城西分室	盛岡市中屋敷町1番57号	<p>○盛岡市児童館条例の一部を改正する条例 令和7年6月30日条例第32号</p> <p>盛岡市児童館条例の一部を改正する条例 盛岡市児童館条例（昭和53年条例第19号）の一部を次のように改正する。 第2条第1項の表中「盛岡市前九年三丁目7番1号」を「盛岡市前九年一丁目2番1号」に改め、同表盛岡市立城西児童センターの項を削り、同条第2項の表に次のように加える。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">盛岡市立厨川児童センター城西分室</td> <td style="padding: 2px;">盛岡市中屋敷町1番57号</td> </tr> </table> <p>第3条第1項の改正規定及び同項に各号を加える改正規定から第15条第1項第1号及び第2号の改正規定まで 略 附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	盛岡市立厨川児童センター城西分室	盛岡市中屋敷町1番57号
盛岡市立厨川児童センター城西分室	盛岡市中屋敷町1番57号				
盛岡市立厨川児童センター城西分室	盛岡市中屋敷町1番57号				

議案第 32 号

盛岡市飲料水供給施設条例を廃止する条例について

1 趣旨

飲料水供給施設を廃止しようとするものである。

2 条例の内容

盛岡市飲料水供給施設個別施設計画に基づき、令和 7 年度末をもって施設を廃止することから、  
盛岡市飲料水供給施設条例（昭和40年条例第54号）及び盛岡市飲料水供給施設建設等事業費分担  
金条例（昭和40年条例第42号）を廃止する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 33 号

盛岡市体育館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市乙部体育館の移転新築に伴い、当該施設の位置を改めるとともに、当該施設の区分及び使用料の額を改めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 盛岡市乙部体育館の位置を改める。
- (2) 別表で定める使用料について、適正な受益者負担となるような使用料設定とする。
- (3) 区分について、「高等学校生徒」及び「中学校生徒及び小学校児童」を「高等学校生徒以下の者」に改める。

3 施行期日

規則で定める日。ただし、第13条の改正規定は、公布の日。

盛岡市体育館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																			
<p>○盛岡市体育館条例 平成4年3月24日条例第69号 改正 略 <b>令和8年 月 日条例第 号</b></p> <p>盛岡市体育館条例 第1条 略 (設置) 第2条 体育館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡体育館</td><td>盛岡市上田三丁目17番60号</td></tr> <tr> <td>盛岡市都南体育館</td><td>盛岡市津志田14地割19番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市飯岡体育館</td><td>盛岡市下飯岡8地割86番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市乙部体育館</td><td><b>盛岡市乙部4地割30番地1</b></td></tr> <tr> <td>盛岡市好摩体育館</td><td>盛岡市好摩字野中69番地48</td></tr> </tbody> </table> <p>第3条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第12条まで 略 (指定管理者による管理) 第13条 体育館 (<b>盛岡市飯岡体育館、盛岡市乙部体育館及び盛岡市好摩体育館</b>)を除く。次条、第17条及び第18条において同じ。) の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。</p> <p>第14条から第20条まで 略 附 則 略 <b>附 則 (令和8年条例第 号)</b></p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。 2 改正後の盛岡市体育館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表 (第8条関係) (1) 略 (2) 盛岡市都南体育館及び盛岡市飯岡体育館</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">一般</th><th style="text-align: center;">高等学校生徒</th><th style="text-align: center;">中学校生徒及び小学校児童</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸切使用 (1時間までごとに)</td><td>盛岡市都南体育館 会議室</td><td>アリーナ 300円</td><td>600円 150円</td><td>600円 150円</td></tr> <tr> <td></td><td>盛岡市飯岡体育館</td><td>アリーナ 900円</td><td>450円</td><td>450円</td></tr> <tr> <td></td><td><b>一般使用 (1人1時間までごとに)</b></td><td>70円</td><td>30円</td><td>10円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 貸切使用の場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。 2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。 3 貸切使用の場合において、照明設備を使用し、又は機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。 4 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 盛岡市乙部体育館 ア 貸切使用の場合の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">一般</th><th style="text-align: center;">高等学校生徒以下者</th></tr> </thead> </table>	名称	位置	盛岡体育館	盛岡市上田三丁目17番60号	盛岡市都南体育館	盛岡市津志田14地割19番地1	盛岡市飯岡体育館	盛岡市下飯岡8地割86番地	盛岡市乙部体育館	<b>盛岡市乙部4地割30番地1</b>	盛岡市好摩体育館	盛岡市好摩字野中69番地48	区分		一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童	貸切使用 (1時間までごとに)	盛岡市都南体育館 会議室	アリーナ 300円	600円 150円	600円 150円		盛岡市飯岡体育館	アリーナ 900円	450円	450円		<b>一般使用 (1人1時間までごとに)</b>	70円	30円	10円	区分	一般	高等学校生徒以下者	<p>○盛岡市体育館条例 平成4年3月24日条例第69号 改正 略</p> <p>盛岡市体育館条例 第1条 略 (設置) 第2条 体育館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡体育館</td><td>盛岡市上田三丁目17番60号</td></tr> <tr> <td>盛岡市都南体育館</td><td>盛岡市津志田14地割19番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市飯岡体育館</td><td>盛岡市下飯岡8地割86番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市乙部体育館</td><td><b>盛岡市乙部6地割79番地1</b></td></tr> <tr> <td>盛岡市好摩体育館</td><td>盛岡市好摩字野中69番地48</td></tr> </tbody> </table> <p>第3条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第12条まで 略 (指定管理者による管理) 第13条 体育館 (<b>好摩体育館</b>)を除く。次条、第17条及び第18条において同じ。) の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。</p> <p>第14条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 (第8条関係) (1) 略 (2) 盛岡市都南体育館、盛岡市飯岡体育館及び盛岡市乙部体育館</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">一般</th><th style="text-align: center;">高等学校生徒</th><th style="text-align: center;">中学校生徒及び小学校児童</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸切使用 (1時間までごとに)</td><td>盛岡市都南体育館 会議室</td><td>アリーナ 300円</td><td>600円 150円</td><td>600円 150円</td></tr> <tr> <td></td><td>盛岡市飯岡体育館</td><td>アリーナ 900円</td><td>450円</td><td>450円</td></tr> <tr> <td></td><td><b>一般使用 (1人1時間までごとに)</b></td><td>70円</td><td>30円</td><td>10円</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡体育館	盛岡市上田三丁目17番60号	盛岡市都南体育館	盛岡市津志田14地割19番地1	盛岡市飯岡体育館	盛岡市下飯岡8地割86番地	盛岡市乙部体育館	<b>盛岡市乙部6地割79番地1</b>	盛岡市好摩体育館	盛岡市好摩字野中69番地48	区分		一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童	貸切使用 (1時間までごとに)	盛岡市都南体育館 会議室	アリーナ 300円	600円 150円	600円 150円		盛岡市飯岡体育館	アリーナ 900円	450円	450円		<b>一般使用 (1人1時間までごとに)</b>	70円	30円	10円
名称	位置																																																																			
盛岡体育館	盛岡市上田三丁目17番60号																																																																			
盛岡市都南体育館	盛岡市津志田14地割19番地1																																																																			
盛岡市飯岡体育館	盛岡市下飯岡8地割86番地																																																																			
盛岡市乙部体育館	<b>盛岡市乙部4地割30番地1</b>																																																																			
盛岡市好摩体育館	盛岡市好摩字野中69番地48																																																																			
区分		一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童																																																																
貸切使用 (1時間までごとに)	盛岡市都南体育館 会議室	アリーナ 300円	600円 150円	600円 150円																																																																
	盛岡市飯岡体育館	アリーナ 900円	450円	450円																																																																
	<b>一般使用 (1人1時間までごとに)</b>	70円	30円	10円																																																																
区分	一般	高等学校生徒以下者																																																																		
名称	位置																																																																			
盛岡体育館	盛岡市上田三丁目17番60号																																																																			
盛岡市都南体育館	盛岡市津志田14地割19番地1																																																																			
盛岡市飯岡体育館	盛岡市下飯岡8地割86番地																																																																			
盛岡市乙部体育館	<b>盛岡市乙部6地割79番地1</b>																																																																			
盛岡市好摩体育館	盛岡市好摩字野中69番地48																																																																			
区分		一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童																																																																
貸切使用 (1時間までごとに)	盛岡市都南体育館 会議室	アリーナ 300円	600円 150円	600円 150円																																																																
	盛岡市飯岡体育館	アリーナ 900円	450円	450円																																																																
	<b>一般使用 (1人1時間までごとに)</b>	70円	30円	10円																																																																

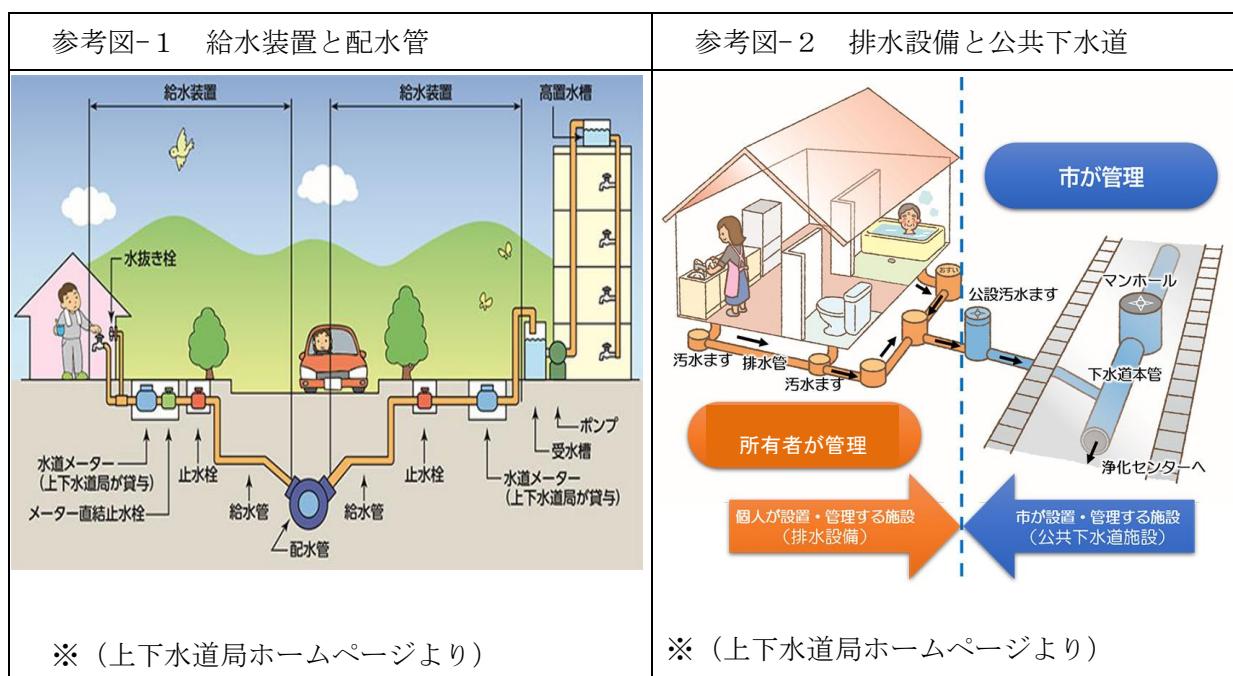
改正後				改正前			
アリーナ（1時間までごとに）	1,840円	920円					
多目的室（1時間までごとに）	750円	370円					
<b>備考</b>							
1 アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。							
2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。							
3 アリーナを使用する場合において、照明設備若しくは暖房設備を用い、又は機械若しくは器具を設置して電気を使用するとき（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用するときを除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。							
イ アリーナの一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあっては140円（市の区域内に住所を有しない一般にあっては、280円）、高等学校生徒以下の者にあっては70円（市の区域内に住所を有しない高等学校生徒以下の者にあっては、140円）							
<b>(4) 盛岡市好摩体育館</b>							
ア 貸切使用の場合の使用料							
区分				1時間までごとに	1日までごとに		
アリーナ 料金を徴収しない場合	料金	アマチュア	一般	1,260円	8,040円		
	競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者		630円	4,020円		
	その他の催しに使用する場合			1,560円	10,080円		
料金を徴収する場合	アマチュア	一般		3,120円	20,160円		
	競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者		1,560円	10,080円		
	その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合		6,300円	40,320円		
柔道場	アマチュア競技に使用する場合	営利を目的とする場合		12,600円	80,640円		
	一般			240円	1,530円		
	高等学校生徒以下の者			120円	760円		
その他の催しに使用する場合				360円	2,290円		
<b>(3) 盛岡市好摩体育館</b>							
ア 貸切使用の場合の使用料							
区分				1時間までごとに	1日までごとに		
アリーナ 料金を徴収しない場合	料金	アマチュア	一般	1,260円	8,040円		
	競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者		630円	4,020円		
	その他の催しに使用する場合			1,560円	10,080円		
料金を徴収する場合	アマチュア	一般		3,120円	20,160円		
	競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者		1,560円	10,080円		
	その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合		6,300円	40,320円		
柔道場	アマチュア競技に使用する場合	営利を目的とする場合		12,600円	80,640円		
	一般			240円	1,530円		
	高等学校生徒以下の者			120円	760円		
その他の催しに使用する場合				360円	2,290円		
<b>備考</b>							
1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。							
2 「1日」とは、午前8時30分から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。							
3 アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用するときの使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。							
4 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。ただし、当該使用が、アリーナにあっては料金を徴収し、かつ、その他の催しに使用する場合、柔道場にあってはその他の催しに使用する場合に該当する場合は、この限りでない。							
5 照明設備若しくは暖房設備を使用し、又は機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。							
6 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。							
イ アリーナの一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあっては150円（市の区域内に住所を有しない一般にあっては、300円）、高等学校生徒以下の者にあっては70円（市の区域内に住所を有しない高等学校生徒以下の者にあっては、140円）							

## 議案第 34 号

## 盛岡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

災害その他非常の場合において、他の水道事業者が指定した指定給水装置工事事業者等が給水装置工事等を施行することができることとしようとするものである。



## 【参考】-1 給水装置工事等とは

給水装置工事と排水設備工事の総称をいう。給水装置及び排水設備とは

- (1) 給水装置……配水管（市が公道内に埋設した水道管）等から分岐して宅地内に引き込まれた給水管と、直結する給水用具（止水栓、水道メーター、弁類、給水栓、給湯器など）。
- (2) 排水設備……下水道に流すための敷地内の排水管や「ます」。

## 【参考】-2 指定給水装置工事事業者等とは

水道法や標準下水道条例により、市町村の区域内における給水装置工事や排水設備工事は、それぞれの市町村長等が指定する指定工事事業者が行うこととされており、

- ・ 盛岡市水道事業給水条例：指定給水装置工事事業者
- ・ 盛岡市下水道条例：管理者の指定を受けた者（工事店）と定めている。

説明においてこの 2 つの総称を「指定給水装置工事事業者等」とする。

## 2 改正の内容

### (1) 改正する条例

- ア 盛岡市水道事業給水条例（昭和35年条例第14号）
- イ 盛岡市下水道条例（昭和36年条例第15号）
- ウ 盛岡市農業集落排水施設条例（平成2年条例第23号）
- エ 盛岡市公設浄化槽条例（平成19年条例第71号）

なお、条例改正（案）は、上記4条例を一括し、1つの条例改正（案）として提出する。

(2) 災害その他の非常の場合において、指定給水装置工事事業者等の確保が困難である場合、上下水道事業管理者が必要と認めるときは、他の水道事業者等の指定を受けた指定給水装置工事事業者等であっても、本市において給水装置工事等を行うことができるものとする。

(3) 他の水道事業者等の指定を受けた指定給水装置工事事業者等に工事を行わせる場合にあっても、本市の設計基準に従い設計し、申請等の手続を要するものとするほか、指定給水装置工事事業者等の責務、工事主任技術者等の職務等においても本市の指定給水装置工事事業者等と同様の扱いとする。

(4) このほか、必要な規定の整備を行う。

## 3 施行期日

公布の日

【第1条】盛岡市水道事業給水条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市水道事業給水条例 昭和35年3月30日条例第14号 改正 略 <u>令和8年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市水道事業給水条例 目次及び第1条から第7条まで 略 (給水装置工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>た</u> <u>だし、災害その他非常の場合において、他の水道事業者（同法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が同法第16条の2第1項の指定をした者（次項において「非常時給水装置工事事業者」という。）に給水装置工事を施行させる必要があると管理者が認めたときは、これらの者が給水装置工事を施行することができる。</u></p> <p>2 指定給水装置工事事業者又は非常時給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。以下同じ。）を受け、かつ、工事しゆん工後に管理者の工事完了検査を受けなければならない。</p> <p>3 指定給水装置工事事業者等に関し必要な事項は、管理者が定める。 (給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第8条の2 管理者は、災害時による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、配水管への取付口から市の水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 管理者は、<u>他の水道事業者又は指定給水装置工事事業者等</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>第9条から第36条まで 略 (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が令第6条に定める基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置を当該基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者、<u>他の水道事業者又は指定給水装置工事事業者等</u>の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質が令第6条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 前項ただし書に規定する確認に要する費用は、当該確認を受けようとする者の負担とする。</p> <p>第38条から第44条まで 略 附 則 略 <u>附 則（令和8年条例第 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○盛岡市水道事業給水条例 昭和35年3月30日条例第14号 改正 略</p> <p>盛岡市水道事業給水条例 目次及び第1条から第7条まで 略 (給水装置工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 指定給水装置工事事業者 <u>_____</u> が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。以下同じ。）を受け、かつ、工事しゆん工後に管理者の工事完了検査を受けなければならない。</p> <p>3 指定給水装置工事事業者 <u>_____</u> に関し必要な事項は、管理者が定める。 (給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第8条の2 管理者は、災害時による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、配水管への取付口から市の水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 管理者は、<u>指定給水装置工事事業者</u> に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>第9条から第36条まで 略 (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が令第6条に定める基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置を当該基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者、<u>指定給水装置工事事業者</u> の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質が令第6条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 前項ただし書に規定する確認に要する費用は、当該確認を受けようとする者の負担とする。</p> <p>第38条から第44条まで 略 附 則 略</p>

【第2条】盛岡市下水道条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号 改正 略 <u>令和8年 月 日条例第 号</u> 盛岡市下水道条例 目次及び第1条から第2条の2まで 略 (排水施設及び処理施設に共通する構造の基準) 第2条の3 排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。)に共通する構造の基準は、次のとおりとする。 (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。 (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。 (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして上下水道事業管理者(第7条第2号を除き、以下「管理者」という。)が定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。 (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。 (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓とう継手の設置その他の管理者が定める措置が講じられていること。 第2条の4から第6条まで 略 (排水設備等の工事の施行) 第7条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が指定した者でなければ施行してはならない。ただし、 <u>次に掲げる工事について</u> は、この限りでない。 (1) 市が施行する工事 (2) 災害その他非常の場合において、他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を施行せざる必要があると上下水道事業管理者が認めたときにおける当該指定を受けた者が施行する工事 (指定の申請) 第7条の2 <u>前条</u> 本文に規定する指定を受けようとする者は、管理者が定めるところにより、次に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。 (1) 住民票若しくは住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、在留カード又は特別永住者証明書(法人にあつては、当該法人の登記事項証明書及び定款)の写し (2) 経歴書(法人にあつては、代表者の経歴書) (3) 次条第1項第5号ア及びイに該当しないことを誓約する書類(法人にあつては、役員全員の同号ア及びイに該当しないことを誓約する書類) (4) 排水設備等の工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の写真、平面図及び付近の見取図 (5) 選任する排水設備工事責任技術者(公益財団法人岩手県下水道公社の排水設備工事責任技術者名簿に登録されている者をいう。以下同じ。)の次に掲げる事項を記載した名簿、当該排水設備工事責任技術者に係る排水設備工事責任技術者証の写し及び当該排水設備工事責任技術者との雇用関係を証する書類 ア 氏名 イ 県内の他の事業所の排水設備工事責任技術者を兼任している場合にあつては、その兼任の状況 (6) 設備器材の調書 (7) 県内のいざれかの市町村において水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の指定を受けていることを証する書類の写し (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類 2 第7条の4の有効期間の満了後も引き続いて <u>前条</u> 本文に規定する指定を受けようとする者は、管理者が定めるところにより、前項第3号、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならぬ	○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号 改正 略 盛岡市下水道条例 目次及び第1条から第2条の2まで 略 (排水施設及び処理施設に共通する構造の基準) 第2条の3 排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。)に共通する構造の基準は、次のとおりとする。 (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。 (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。 (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。 (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。 (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓とう継手の設置その他の管理者が定める措置が講じられていること。 第2条の4から第6条まで 略 (排水設備等の工事の実施) 第7条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が指定した者でなければ施行してはならない。ただし、 <u>市において工事を実施するとき</u> は、この限りでない。 (指定の申請) 第7条の2 <u>前条</u> 本文に規定する指定を受けようとする者は、管理者が定めるところにより、次に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。 (1) 住民票若しくは住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、在留カード又は特別永住者証明書(法人にあつては、当該法人の登記事項証明書及び定款)の写し (2) 経歴書(法人にあつては、代表者の経歴書) (3) 次条第1項第5号ア及びイに該当しないことを誓約する書類(法人にあつては、役員全員の同号ア及びイに該当しないことを誓約する書類) (4) 排水設備等の工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の写真、平面図及び付近の見取図 (5) 選任する排水設備工事責任技術者(公益財団法人岩手県下水道公社の排水設備工事責任技術者名簿に登録されている者をいう。以下同じ。)の次に掲げる事項を記載した名簿、当該排水設備工事責任技術者に係る排水設備工事責任技術者証の写し及び当該排水設備工事責任技術者との雇用関係を証する書類 ア 氏名 イ 県内の他の事業所の排水設備工事責任技術者を兼任している場合にあつては、その兼任の状況 (6) 設備器材の調書 (7) 県内のいざれかの市町村において水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の指定を受けていることを証する書類の写し (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類 2 第7条の4の有効期間の満了後も引き続いて <u>第7条</u> に規定する指定を受けようとする者は、管理者が定めるところにより、前項第3号、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならぬ

改正後	改正前
<p>い。 (指定の基準等)</p> <p>第7条の3 管理者は、前条の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めたときは、<u>第7条本文</u>に規定する指定をしなければならない。</p> <p>(1) 県内に事業所を有する者であること。 (2) 事業所ごとに排水設備工事責任技術者を選任している者であること。ただし、県内の他の事業所（前条の規定による申請をした者が有する事業所に限る。）の排水設備工事責任技術者を兼任させることを妨げない。 (3) 事業所に排水設備等の工事を行うための設備及び器材を有する者であること。 (4) 県内のいずれかの市町村において水道法第16条の2第1項の指定を受けている者であること。 (5) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。 ア 心身の故障により排水設備等の工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 第7条の12第1項の規定により<u>第7条本文</u>に規定する指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 オ 法人であつて、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 管理者は、<u>第7条本文</u>に規定する指定をしたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。 (指定の有効期間)</p> <p>第7条の4 <u>第7条本文</u>に規定する指定の有効期間は、5年とする。ただし、管理者は、特別の理由があると認めたときは、その有効期間を5年未満の期間とすることができる。 (指定を受けたことを証する書面の交付等)</p> <p>第7条の5 管理者は、<u>第7条本文</u>に規定する指定をしたときは、当該指定をしたことを証する管理者が定める書面を当該指定を受けた者に交付するものとする。</p> <p>2 <u>第7条本文</u>に規定する指定を受けた者（以下「工事店」という。）は、前項の規定により交付を受けた書面を汚損し、又は紛失したときは、管理者が定めるところにより、当該書面の再交付を申請しなければならない。</p> <p>第7条の6から第7条の8まで 略 (書面の返納)</p> <p>第7条の9 工事店は、第7条の3第1項各号に適合しなくなつたとき、排水設備等の工事の事業を廃止したとき又は第7条の12第1項の規定により<u>第7条本文</u>に規定する指定を取り消されたときは、速やかに第7条の5第1項の規定により交付を受けた書面を管理者に返納しなければならない。</p> <p>第7条の10及び第7条の11 略 (指定の取消し等)</p> <p>第7条の12 管理者は、工事店が次の各号のいずれかに該当したときは、<u>第7条本文</u>に規定する指定を取り消し、又は期間を定めて、<u>当該</u>指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 第7条の3第1項各号に適合しなくなつたとき。 (2) 第7条の6（第2項第4号を除く。）の規定に違反したとき。 (3) 第7条の8の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 第7条の10の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 (5) 前条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応ぜず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 (6) その施行する排水設備等の工事が公共下水道の施設の機能に障害を与える、又は与えるおそれが大であるとき。 (7) 不正の手段により<u>第7条本文</u>に規定する指定を受けたとき。</p> <p>2 第7条の3第2項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>第8条から第24条まで 略 (手数料)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる事務について、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1) <u>第7条本文</u>に規定する指定 1件につき1万1,000円</p>	<p>い。 (指定の基準等)</p> <p>第7条の3 管理者は、前条の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めたときは、<u>第7条</u>に規定する指定をしなければならない。</p> <p>(1) 県内に事業所を有する者であること。 (2) 事業所ごとに排水設備工事責任技術者を選任している者であること。ただし、県内の他の事業所（前条の規定による申請をした者が有する事業所に限る。）の排水設備工事責任技術者を兼任させることを妨げない。 (3) 事業所に排水設備等の工事を行うための設備及び器材を有する者であること。 (4) 県内のいずれかの市町村において水道法第16条の2第1項の指定を受けている者であること。 (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。 ア 心身の故障により排水設備等の工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 第7条の12第1項の規定により<u>第7条</u>に規定する指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 オ 法人であつて、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 管理者は、<u>第7条</u>に規定する指定をしたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。 (指定の有効期間)</p> <p>第7条の4 <u>第7条</u>に規定する指定の有効期間は、5年とする。ただし、管理者は、特別の理由があると認めたときは、その有効期間を5年未満の期間とすることができる。 (指定を受けたことを証する書面の交付等)</p> <p>第7条の5 管理者は、<u>第7条</u>に規定する指定をしたときは、当該指定をしたことを証する管理者が定める書面を当該指定を受けた者に交付するものとする。</p> <p>2 <u>第7条</u>に規定する指定を受けた者（以下「工事店」という。）は、前項の規定により交付を受けた書面を汚損し、又は紛失したときは、管理者が定めるところにより、当該書面の再交付を申請しなければならない。</p> <p>第7条の6から第7条の8まで 略 (書面の返納)</p> <p>第7条の9 工事店は、第7条の3第1項各号に適合しなくなつたとき、排水設備等の工事の事業を廃止したとき又は第7条の12第1項の規定により<u>第7条</u>に規定する指定を取り消されたときは、速やかに第7条の5第1項の規定により交付を受けた書面を管理者に返納しなければならない。</p> <p>第7条の10及び第7条の11 略 (指定の取消し等)</p> <p>第7条の12 管理者は、工事店が次の各号のいずれかに該当したときは、<u>第7条</u>に規定する指定を取り消し、又は期間を定めて、<u>同条に規定する</u>指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 第7条の3第1項各号に適合しなくなつたとき。 (2) 第7条の6（第2項第4号を除く。）の規定に違反したとき。 (3) 第7条の8の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 第7条の10の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 (5) 前条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応ぜず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 (6) その施行する排水設備等の工事が公共下水道の施設の機能に障害を与える、又は与えるおそれが大であるとき。 (7) 不正の手段により<u>第7条</u>に規定する指定を受けたとき。</p> <p>2 第7条の3第2項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>第8条から第24条まで 略 (手数料)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる事務について、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1) <u>第7条</u>に規定する指定 1件につき1万1,000円</p>

改正後	改正前
(2) 排水設備等の図面の写しの交付 1枚につき500円	(2) 排水設備等の図面の写しの交付 1枚につき500円
2 前項の手数料は、同項第1号に掲げる事務にあつては同号の指定の際に当該指定の申請をした者から、同項第2号に掲げる事務にあつては当該事務に係る申請の際に当該申請をした者から徴収する。	2 前項の手数料は、同項第1号に掲げる事務にあつては同号の指定の際に当該指定の申請をした者から、同項第2号に掲げる事務にあつては当該事務に係る申請の際に当該申請をした者から徴収する。
第26条から第29条まで 略	第26条から第29条まで 略
附 則 略	附 則 略
<u>附 則 (令和8年条例第 号)</u>	
この条例は、公布の日から施行する。	
別表第1及び別表第2 略	別表第1及び別表第2 略

【第3条】盛岡市農業集落排水施設条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市農業集落排水施設条例 平成2年6月25日条例第23号 改正 略 <u>令和8年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市農業集落排水施設条例 第1条から第3条まで 略 (供用開始の告示)</p> <p>第4条 上下水道事業管理者（<u>第7条第1項第2号を除き、以下</u>「管理者」）は、農業集落排水施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始する年月日及び汚水を排除することができる区域を告示しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>第5条及び第6条 略 (排水設備工事の施行)</p> <p>第7条 排水設備工事は、盛岡市下水道条例（昭和36年条例第15号）<u>第7条</u> <u>本文</u>に規定する管理者が指定した者でなければ施行してはならない。<u>ただ</u> <u>し、次に掲げる排水設備工事については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 市が施行する排水設備工事</p> <p>(2) 災害その他非常の場合において、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に排水設備工事を施行させる必要があると上 下水道事業管理者が認めたときにおける当該指定を受けた者が施行する <u>排水設備工事</u></p> <p>2 排水設備は、管理者が定める技術上の基準に適合するように農業集落排水施設に接続しなければならない。</p> <p>第8条から第19条まで 略 附 則 略 <u>附 則（令和8年条例第 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○盛岡市農業集落排水施設条例 平成2年6月25日条例第23号 改正 略</p> <p>盛岡市農業集落排水施設条例 第1条から第3条まで 略 (供用開始の告示)</p> <p>第4条 上下水道事業管理者（<u>以下</u>「管理者」）は、農業集落排水施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始する年月日及び汚水を排除することができる区域を告示しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>第5条及び第6条 略 (排水設備工事の施行)</p> <p>第7条 排水設備工事は、盛岡市下水道条例（昭和36年条例第15号）<u>第7条</u> <u>本文</u>に規定する管理者が指定した者でなければ施行してはならない。</p> <p>2 排水設備は、管理者が定める技術上の基準に適合するように農業集落排水施設に接続しなければならない。</p> <p>第8条から第19条まで 略 附 則 略</p>

【第4条】盛岡市公設浄化槽条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市公設浄化槽条例 平成19年12月25日条例第71号 改正 略 <u>令和8年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市公設浄化槽条例 第1条及び第2条 略 (事業区域の告示)</p> <p>第3条 上下水道事業管理者（<u>第9条第1項第2号を除き、</u>以下「管理者」という。）は、公設浄化槽による汚水の処理を行おうとする区域（以下「事業区域」という。）を定めたときは、これを告示しなければならない。また、事業区域を変更したときも同様とする。</p> <p>第4条から第8条まで 略 (排水設備工事の施行)</p> <p>第9条 排水設備工事は、盛岡市下水道条例（昭和36年条例第15号）<u>第7条</u> <u>本文</u>に規定する管理者が指定した者でなければ施行してはならない。<u>ただし</u> <u>し、次に掲げる排水設備工事については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 市が施行する排水設備工事 (2) 災害その他非常の場合において、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に排水設備工事を施行させる必要があると上 下水道事業管理者が認めたときにおける当該指定を受けた者が施行する 排水設備工事</p> <p>2 排水設備は、基準に適合するように公設浄化槽に接続しなければならぬ。</p> <p>第10条から第24条まで 略 附 則 略 <u>附 則（令和8年条例第 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○盛岡市公設浄化槽条例 平成19年12月25日条例第71号 改正 略</p> <p>盛岡市公設浄化槽条例 第1条及び第2条 略 (事業区域の告示)</p> <p>第3条 上下水道事業管理者（<u>_____</u>以下「管理者」という。）は、公設浄化槽による汚水の処理を行おうとする区域（以下「事業区域」という。）を定めたときは、これを告示しなければならない。また、事業区域を変更したときも同様とする。</p> <p>第4条から第8条まで 略 (排水設備工事の施行)</p> <p>第9条 排水設備工事は、盛岡市下水道条例（昭和36年条例第15号）<u>第7条</u> <u>_____に規定する管理者が指定した者でなければ施行してはならない。</u></p> <p>2 排水設備は、基準に適合するように公設浄化槽に接続しなければならぬ。</p> <p>第10条から第24条まで 略 附 則 略</p>